
第2期

.....

紀の川市 子ども・子育て支援事業計画

素案

令和元年9月時点
紀の川市

目次

第1章 計画策定にあたって.....	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画の期間.....	2
4 計画の対象.....	3
5 計画の策定体制	3
第2章 本市の子どもと子育て家庭を取り巻く現状.....	4
1 人口の動向.....	4
2 家族の動向.....	9
3 就労状況	12
4 教育・保育サービス等の状況.....	15
5 母子保健の状況	21
6 各種手当・助成制度の状況	23
7 子育て支援のための地域資源.....	24
8 子どもの虐待に関する状況	26
9 ニーズ調査結果の概要	28
10 前計画期間の進捗状況	44
11 課題のまとめ	51
第3章 計画の基本的な考え方.....	54
1 基本理念	54
2 基本的な視点	55
3 基本目標	56
4 施策の体系.....	58
第4章 子ども・子育て支援事業	59
基本目標 1 子どもと保護者の健やかな成長を支える保健・医療体制づくり	59
基本目標 2 子どもの心身の健やかな成長を支える教育環境の整備.....	64
基本目標 3 家庭における子育て支援の充実	67
基本目標 4 子育て家庭にやさしい生活環境の整備	71
基本目標 5 地域における子育て支援の充実	74
基本目標 6 支援を必要とする子どもや家庭への支援の充実.....	77

第5章 教育・保育の量の見込みと確保方策	80
1 教育・保育提供区域の設定に関する事項	80
2 各年度における教育・保育の量の見込みと確保方策等	80
3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策等	82
第6章 計画の推進体制	89
1 計画の進捗状況の管理及び評価	89
2 関係機関の連携	89
3 地域の人材の確保と連携	89
4 社会経済情勢等に対応した計画の推進	89
資料編	90

第 1 章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

近年、わが国は本格的な少子・高齢化の時代を迎え、国勢調査に基づく本市の人口も、2000（平成 12）年の 70,067 人をピークに減少が続いています。一方、本市の総世帯数は増加を続けており、この結果、1 世帯当たり人員は 2005（平成 17）年以降、3 人未満で推移するなど、核家族化の傾向も顕著となっています。

地域とのつながりの希薄化により、子育てについて身の回りの人々から助言を得たり支援を受けたりすることが困難になっていることや、女性の社会進出などライフスタイルの変化により、子育てをめぐる課題はより一層複雑・多様化しています。

このような中、国では少子化対策を総合的に進めるため 2003（平成 15）年に「次世代育成支援対策推進法」を制定し、子どもたちの育成を支援するための様々な事業を展開してきました。さらに 2012（平成 24）年 8 月には「子ども・子育て関連 3 法」を制定し、これに基づき 2015（平成 27）年から、子ども・子育てに関する新たな支援制度が施行されました。

この新制度のもと、①認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（「施設型給付」）及び小規模保育等への給付（「地域型保育給付」）の創設、②認定こども園制度の改善、③地域の実情に応じた子ども・子育て支援事業の充実 … などを市町村が中心となって進めることとなりました。

また、平成 28（2016）年 6 月に「児童福祉法」が改正され、子どもが保護の対象から権利の主体へと、法の理念が大きく変わり、児童虐待の発生予防や虐待発生時の迅速かつ的確な対応が明確化されました。

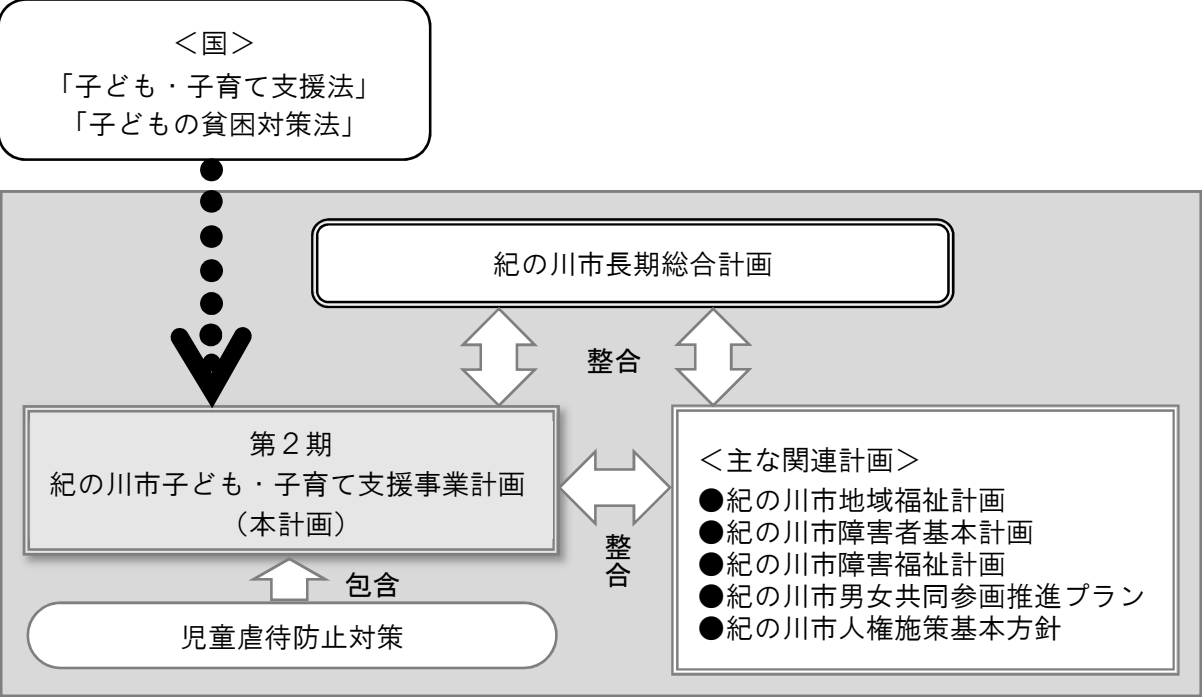
令和元（2019）年 5 月には、幼児教育・保育の無償化を実施するための「子ども・子育て支援法改正案」が制定されました。

本市では、平成 27（2015）年 3 月に「紀の川市子ども・子育て支援事業計画」（以下、「前計画」という。）を策定し、「みんなが元気、みんなが笑顔、地域で支える子育て支援」を基本理念に保健・医療、教育、労働、社会環境など、様々な分野で子どもや子育てに関する支援策を推進してきました。

このたび、「紀の川市 子ども・子育て支援事業計画」が令和元（2019）年度で計画期間が満了となることに伴い、近年の社会潮流や本市の子どもを取り巻く現状、計画の進捗状況を評価・検証し、新たな課題への対応や子どもや子育てへの支援の一層の充実を図るため、「第 2 期紀の川市子ども・子育て支援事業計画」（以下、「本計画」という）を策定しました。

2 計画の位置づけ

本計画は、「子ども・子育て支援法」第61条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画で、本市の子ども・子育て支援にかかる総合的な計画として位置付けられます。また、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」（子どもの貧困対策法、令和元年6月改正）第9条2項に定められた市区町村子どもの貧困対策計画と一体のものとして策定しました。計画の策定にあたっては、本市の最上位計画である「紀の川市長期総合計画」をはじめとして、「紀の川市地域福祉計画」、その他の関連計画との整合を図るとともに、児童虐待防止対策に関する内容を盛り込んで策定しました。



3 計画の期間

本計画の期間は、2020（令和2）年度から2024（令和6）年度までの5か年とします。ただし計画期間中であっても、社会情勢の変化や子育て家庭のニーズの変化、本市の人口や社会環境の変化等があった場合は、実情に応じて適宜、見直しを行うものとします。

（年度）

2018 （平成30）	2019 （令和元）	2020 （令和2）	2021 （令和3）	2022 （令和4）	2023 （令和5）	2024 （令和6）	2025 （令和7）	2026 （令和8）
第1期計画						策定	次期計画	
	策定	第2期紀の川市子ども・子育て支援事業計画						

4 計画の対象

本計画は、市内に在住または市内で保育・教育サービスを受けるすべての子どもとその家庭、及び市内の保育・教育機関・施設や事業所、行政、地域住民などの個人や団体が対象となります。

また、本計画における「子ども」とは、おおむね 18 歳未満とします。

5 計画の策定体制

本計画は主に以下の手順を経て策定しました。

(1) アンケート調査の実施

子育て家庭の実態や子育て支援策のニーズ（必要な量や内容）を把握するため、就学前児童と小学校児童の保護者を対象に「紀の川市子ども・子育て支援に関する調査」を行いました。（2018(平成 30)年 12 月）

(2) 紀の川市子ども子育て会議による審議

計画内容の検討に当たっては、学識経験者、地域の子育て関連団体・機関等で組織している「紀の川市子ども・子育て会議」において審議を行い、幅広い意見の集約に努めました。

(3) パブリックコメントの実施

市民から広く意見を得て本計画に反映させることを目的とし、パブリックコメント（意見募集）を行いました。（2020(令和 2)年●月）

第2章 本市の子どもと子育て家庭を取り巻く現状

※四捨五入の関係で、資料や説明文にある構成比（％）の合計が、必ずしも100.0%にならない場合があります。

1 人口の動向

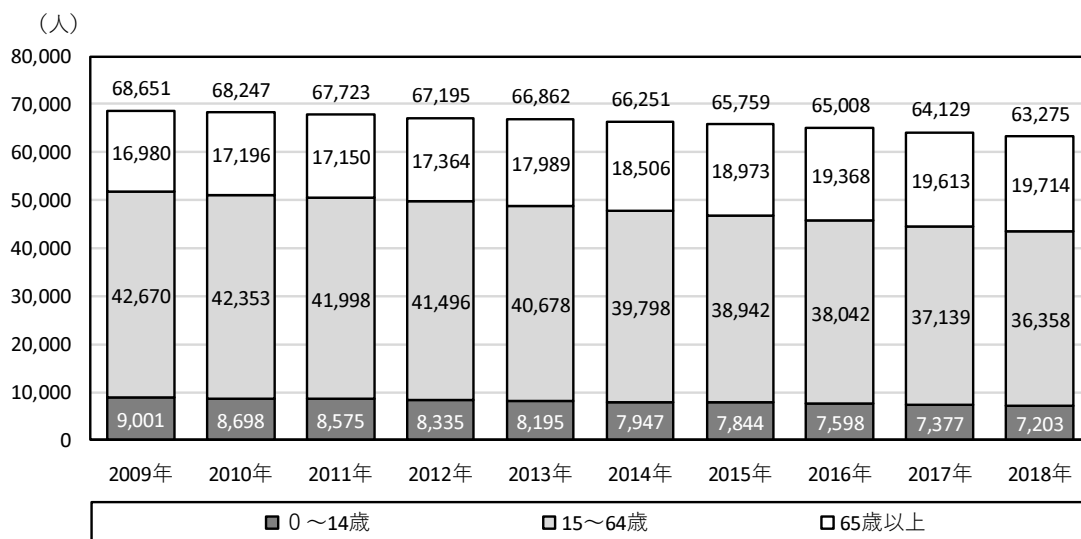
（１）総人口の推移

住民基本台帳に基づく本市の総人口は、年々減少が続いており、2018（平成30）年には63,275人と、2009（平成21）年と比較して5,376人（7.8%）減少しています。近年で最も人口の多かった2006（平成18）年の70,174人と比較すると、6,899人（9.8%）の減少となります。

年齢3区分別にみると、0～14歳人口（年少人口）は、1985（昭和60）年以降一貫して減少を続けており、2018（平成30）年には7,203人と、2009（平成21）年と比較して1,798人（20.0%）減少しています。

一方で65歳以上人口（老年人口）は、全体的には増加傾向にあり、2018（平成30）年には19,714人と、2009（平成21）年と比較して2,734人（16.1%）増加するなど、少子高齢化が進行しています。

【総人口の推移と年齢3区分別内訳】



資料／住民基本台帳（各年3月31日時点）

(2) 人口動態

住民基本台帳に基づく本市の人口動態は、死亡数が出生数を上回る自然減の状況が続いており、減少数は増加傾向にあります。

一方、転出者数が転入者数を上回る社会減も続いており、減少数は 2015（平成 27）年度以降、毎年 300 人を超えています。

この結果、自然減と社会減が重なり、人口の純減が続いて減少幅も増加傾向にあります。

【総人口の推移と年齢 3 区分別内訳】

(人)

	自然動態			社会動態			純増減 (C+F)
	A.出生	B.死亡	C.自然増減 (A-B)	D.転入	E.転出	F.社会増減 (D-E)	
2014年度	447	771	-324	1,543	1,719	-176	-500
2015年度	373	776	-403	1,347	1,723	-376	-779
2016年度	369	850	-481	1,404	1,798	-394	-875
2017年度	362	866	-504	1,420	1,766	-346	-850

資料／市民課

「その他」を含めずに計算

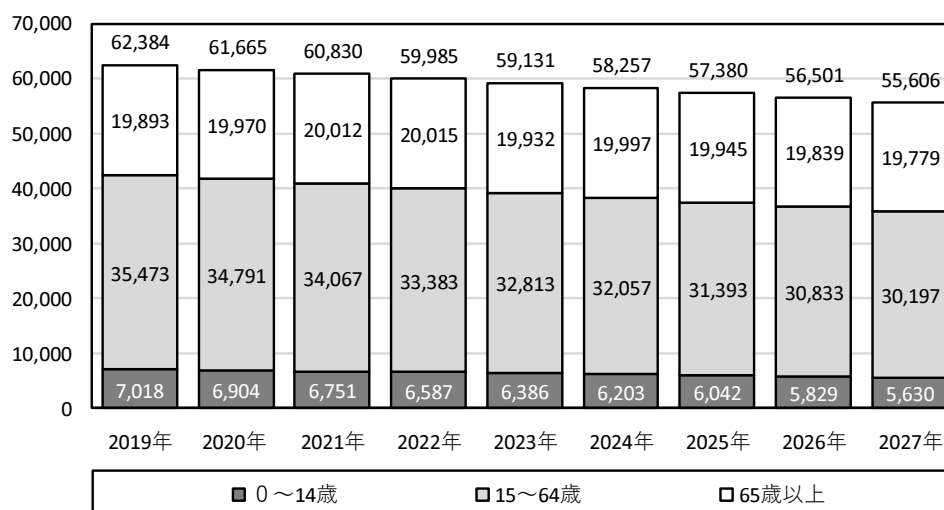
(3) 将来の推計人口

将来の推計人口の推移をみると、総人口は一貫して減少を続け、2027（令和 9）年は 2019（平成 31／令和元）年と比較して、6,778 人（10.9％）減の 55,606 人となる見込みです。

年齢 3 区分別にみると、0～14 歳人口（年少人口）と 15～64 歳人口（生産年齢人口）は今後も一貫して減少し、65 歳以上人口は 2023（令和 5）年以降、減少基調に転じる見込みです。

【総人口の推移と年齢 3 区分別内訳（推計）】

(人)



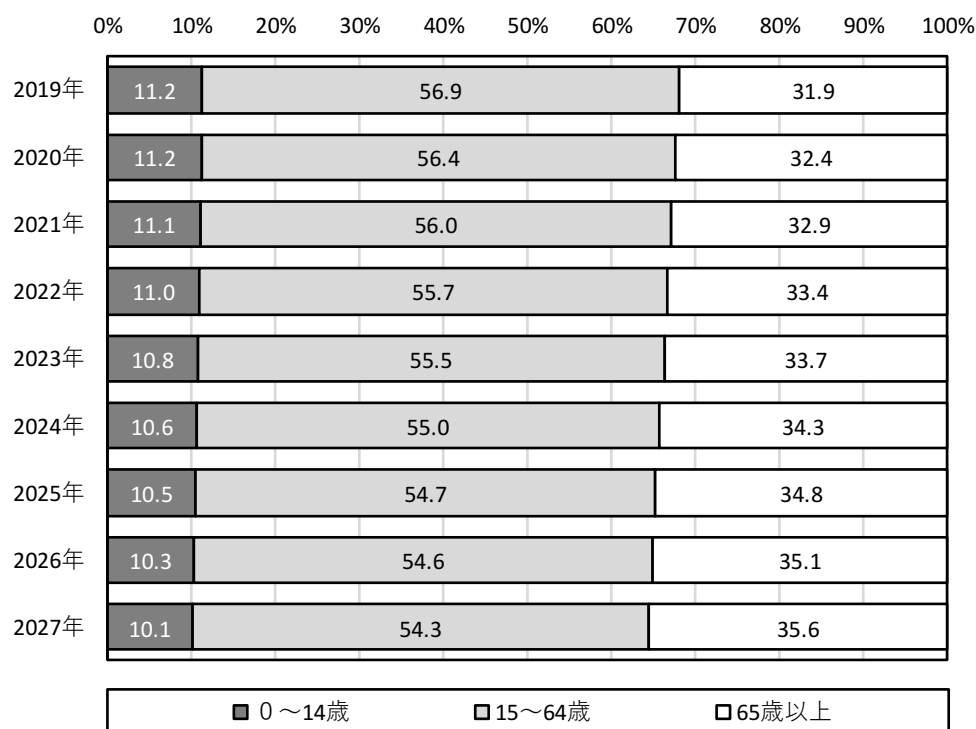
資料／住民基本台帳の人口をもとにコーホート変化率法で算出
(2019 年は実数)

（４）将来の年齢３区分別割合の推移（推計）

将来の推計人口の推移を年齢３区分別の構成比でみると、０～１４歳人口（年少人口）と１５～６４歳人口（生産年齢人口）は一貫して減少を続ける一方、６５歳以上人口（老年人口）は増加を続ける見込みです。

この結果、２０２７年（令和９年）には、高齢化率（６５歳以上人口の割合）が３５．６％となる見込みです。

【年齢３区分別割合の推移（推計）】

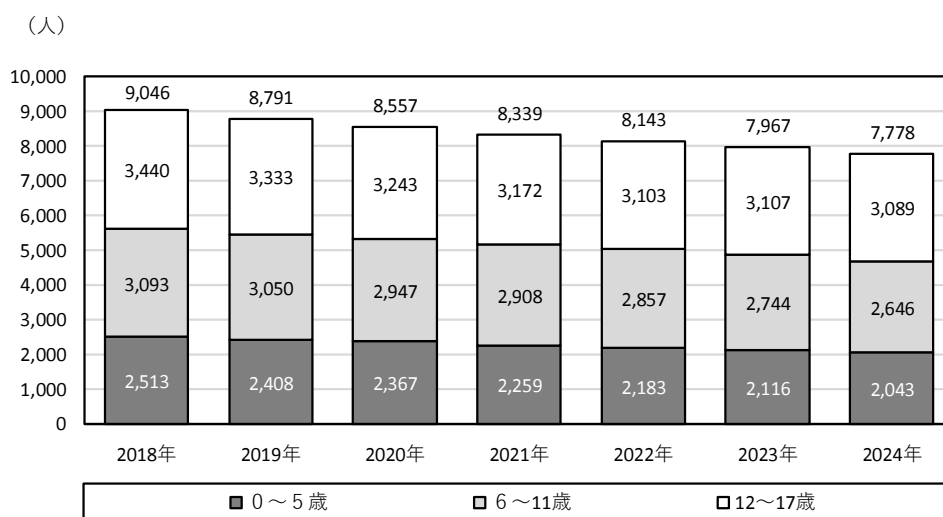


資料／住民基本台帳の人口をもとにコーホート変化率法で算出
(2019年は実数)

（５）将来の推計児童人口

将来の推計児童人口の推移をみると、一貫して減少が続く見込みです。2024（令和6）年には、18歳未満人口は2018（平成31）年と比較して1,268人（14.0%）減の7,778人となる見込みです。

【児童人口の推移（推計）】

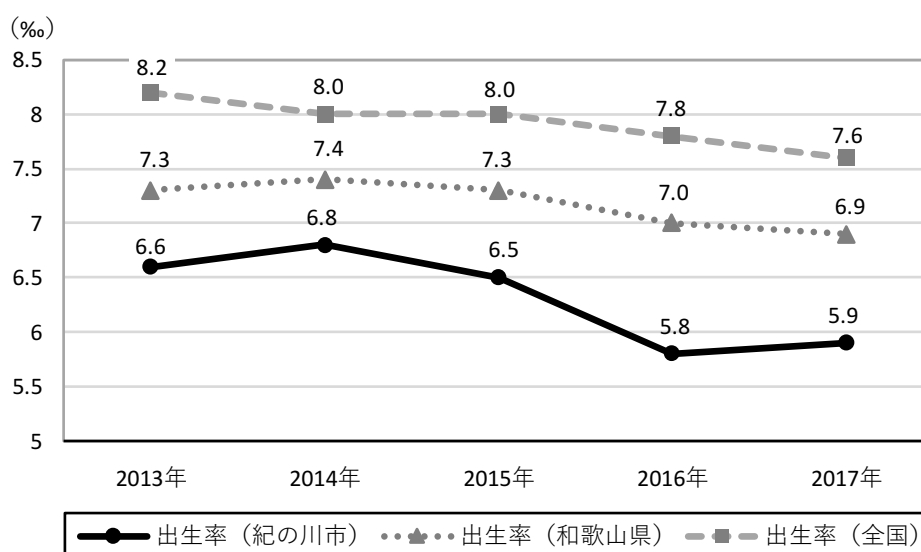


資料／住民基本台帳をもとにコーホート変化率法で算出
（2018年と2019年は実数）

（６）出生の動向

本市の出生率（人口千人に対する出生数）は、増減はあるものの全体としては低下傾向にあり、2016（平成28）年と2017（平成29）年は6.0‰（パーミル）を下回っています。県や全国と比較しても、低い水準で推移しています。

【出生率の推移】



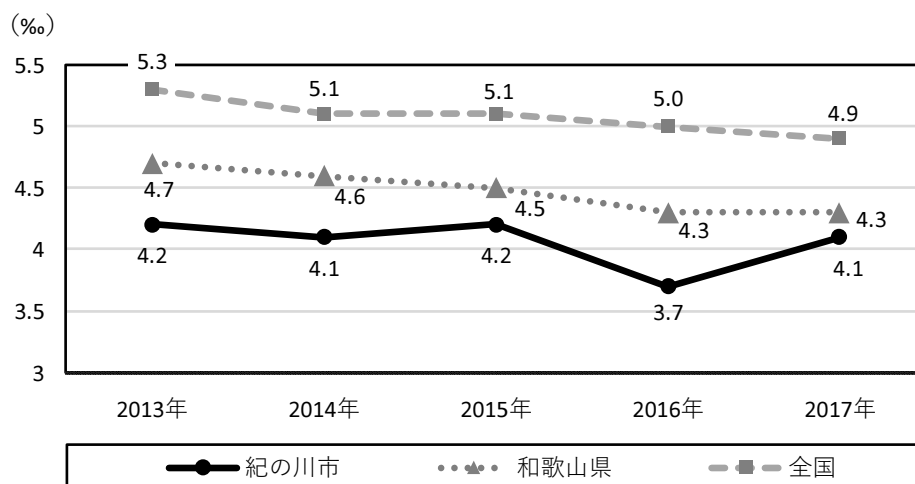
資料／人口動態保健所・市町村別統計

(7) 婚姻・離婚の動向

本市の婚姻率（人口千人に対する婚姻数）は、増減はあるものの県や全国と比較して低い水準で推移しています。

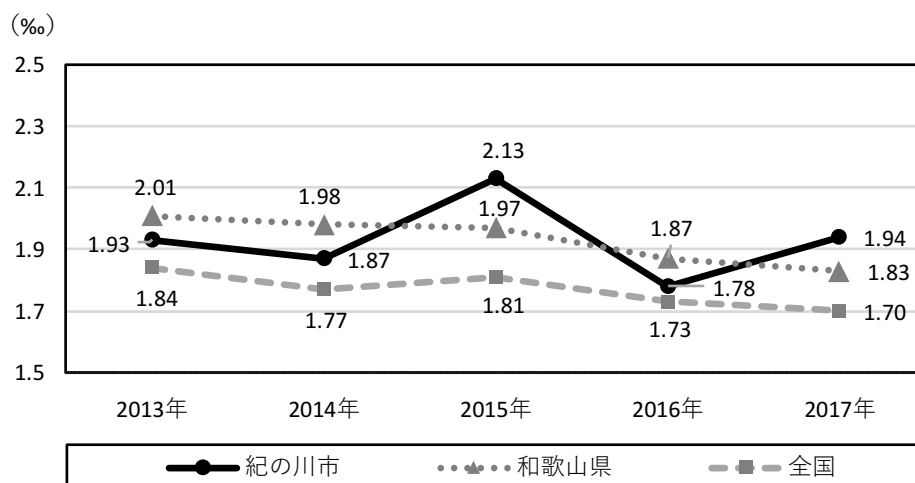
また、離婚率（人口千人に対する離婚数）は、2015（平成27）年に突出して高くなっていますが、全体として全国よりも高い水準で推移しています。

【婚姻率の推移】



資料／和歌山県の人口動態統計（確定数）の概況

【離婚率の推移】



資料／和歌山県の人口動態統計（確定数）の概況

2 家族の動向

(1) 世帯の動向

本市の一般世帯数は、人口が減少する中で増加傾向にあり、この結果、1世帯当たりの人員は年々減少して核家族化が進行しています。

世帯構成の動向をみると、単独世帯、核家族世帯の割合はいずれも増加しており、核家族世帯の内訳では、夫婦のみの世帯と片親からなる世帯（ひとり親家庭）の割合は増加している一方、夫婦と子からなる世帯の割合は減少傾向となっています。

片親と子からなる世帯（ひとり親家庭）の割合は、和歌山県よりは低いものの、全国よりは高くなっています。（2015(平成27)年）

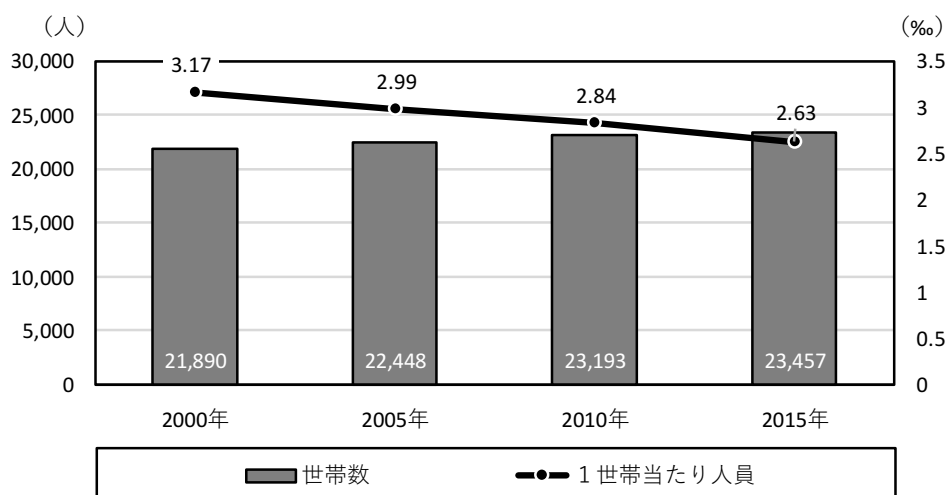
【世帯数等の推移（表）】

（単位：上段＝世帯、下段＝％）

		紀の川市				和歌山県	全国
		2000年	2005年	2010年	2015年	2015年	2015年
一般世帯	世帯数	21,890	22,448	23,193	23,422	391,465	53,331,797
	割合	100.0	100.0	100.0	99.9	99.8	99.8
単独世帯	世帯数	3,162	3,671	4,531	5,300	114,911	18,417,922
	割合	14.4	16.4	19.5	22.6	29.4	34.5
核家族世帯	世帯数	13,306	13,898	14,374	14,742	235,962	29,754,438
	割合	60.8	61.9	62.0	62.9	60.3	55.8
夫婦のみ世帯	世帯数	4,370	4,864	5,167	5,543	91,119	10,718,259
	割合	20.0	21.7	22.3	23.7	23.3	20.1
夫婦と子からなる世帯	世帯数	7,411	7,204	7,088	6,972	105,475	14,288,203
	割合	33.9	32.1	30.6	29.8	26.9	26.8
片親と子からなる世帯	世帯数	1,525	1,830	2,119	2,272	39,368	4,747,976
	割合	7.0	8.2	9.1	9.7	10.1	8.9
その他親族世帯	世帯数	5,374	4,816	4,169	3,244	37,378	4,560,560
	割合	24.6	21.5	18.0	13.9	9.5	8.6
非親族世帯	世帯数	48	63	111	136	2,500	463,639
	割合	0.2	0.3	0.5	0.6	0.6	0.9
1世帯当たりの人員（人）		3.17	2.99	2.84	2.63	2.46	2.38

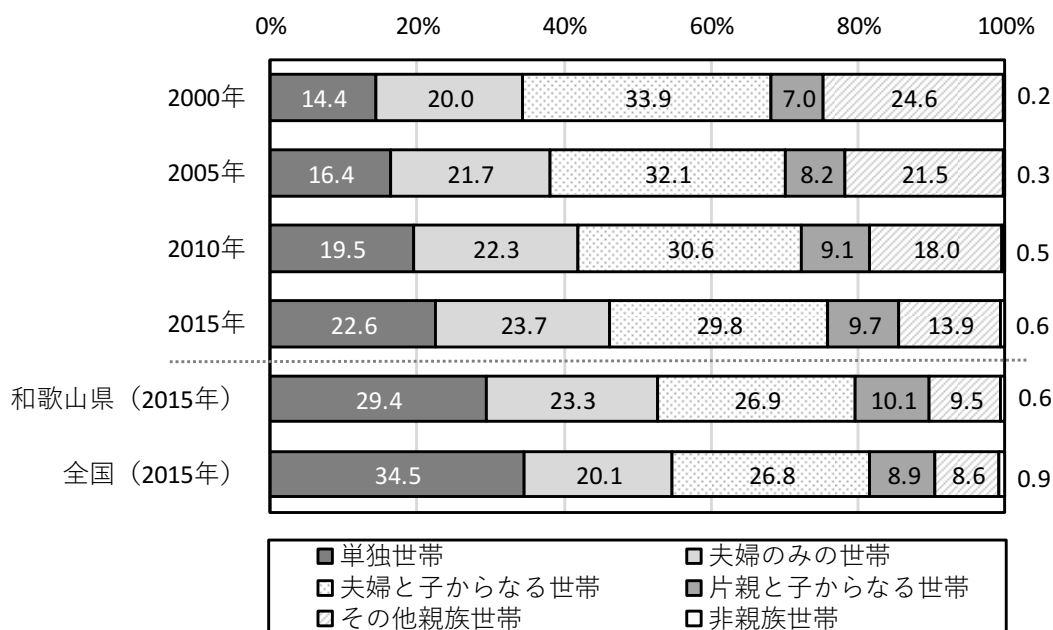
資料／国勢調査

【世帯数と1世帯当たり人員の推移】



資料／国勢調査

【世帯数等の推移（グラフ）】



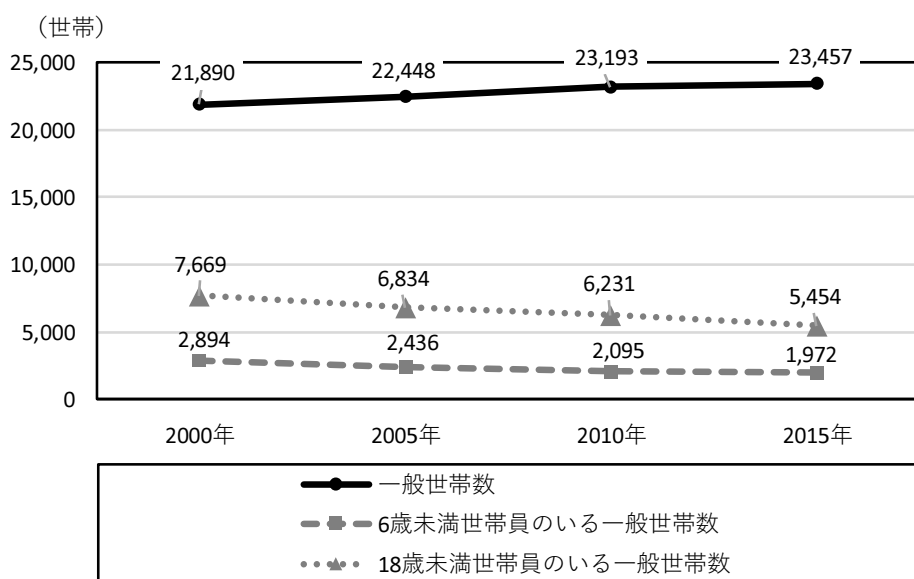
資料／国勢調査

（２）子どもがいる世帯数の動向

一般世帯数が増加傾向にある一方、６歳未満世帯員のいる一般世帯と 18 歳未満世帯員のいる一般世帯の数は減少が続いています。

2015（平成 27）年の 6 歳未満世帯員のいる一般世帯の割合は、8.4%と県よりは高いものの、全国よりは低くなっています。同じく 18 歳未満世帯員のいる一般世帯の割合は、23.3%と県や全国よりも高くなっています。

【子どもがいる世帯数の推移】



資料／国勢調査

【子どもがいる世帯の割合】

	紀の川市	和歌山県	全国
一般世帯数（世帯）	23,457	391,465	53,331,797
6歳未満世帯員のいる一般世帯数（%）	8.4	8.2	8.7
18歳未満世帯員のいる一般世帯数（%）	23.3	21.5	21.5

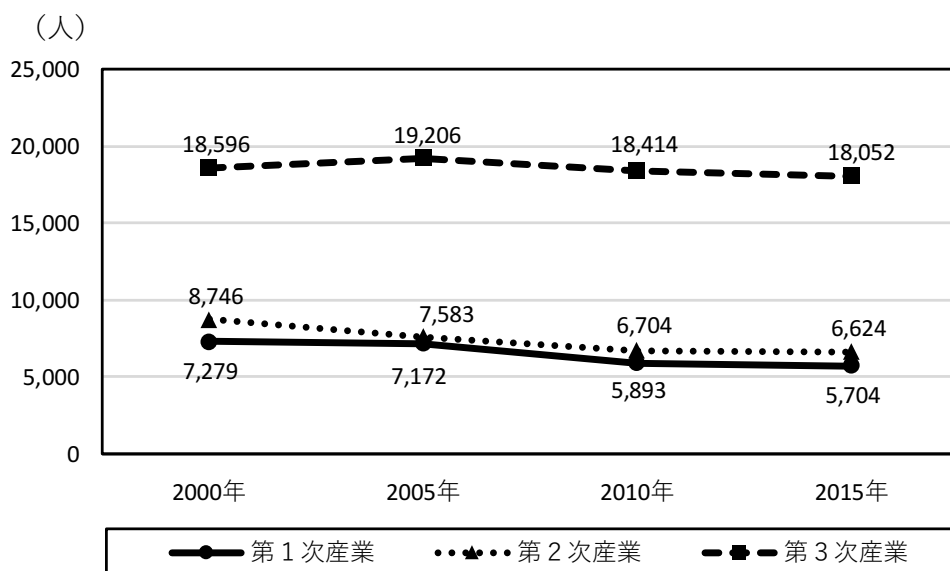
資料／国勢調査（2015（平成 27）年）

3 就労状況

(1) 産業別就業者数の状況

本市の産業別就業者数の推移をみると、いずれの産業も減少傾向にあります。特に第2次産業は2000（平成12）年から2005（平成17年）にかけて、8,746人から7,583人へと1,163人（13.3%）減少しています。第1次産業は2005（平成17）年から2010（平成22）年にかけて、7,172人から5,893人へと1,279人（17.8%）減少しています。

【産業別就業者数の推移（「分類不能」を除く）】



資料／国勢調査

【産業別就業者数の推移（男女別）】

(人)

	2000年		2005年		2010年		2015年	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
総数	19,975	14,688	19,162	15,079	17,569	13,859	16,934	14,162
第1次産業	3,596	3,683	3,585	3,587	3,135	2,758	2,965	2,739
第2次産業	6,423	2,323	5,620	1,963	5,067	1,637	4,803	1,821
第3次産業	9,932	8,664	9,797	9,409	9,116	9,298	8,752	9,300
分類不能	24	18	160	120	251	166	414	302

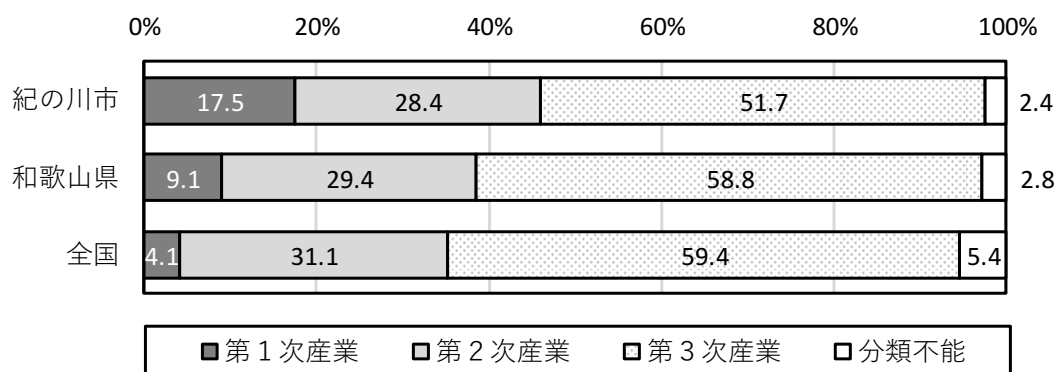
資料／国勢調査

（２）産業別就業率の状況

本市の産業別就業者数の割合をみると、男女とも県や全国と比較して第１次産業の高さが目立ちます。

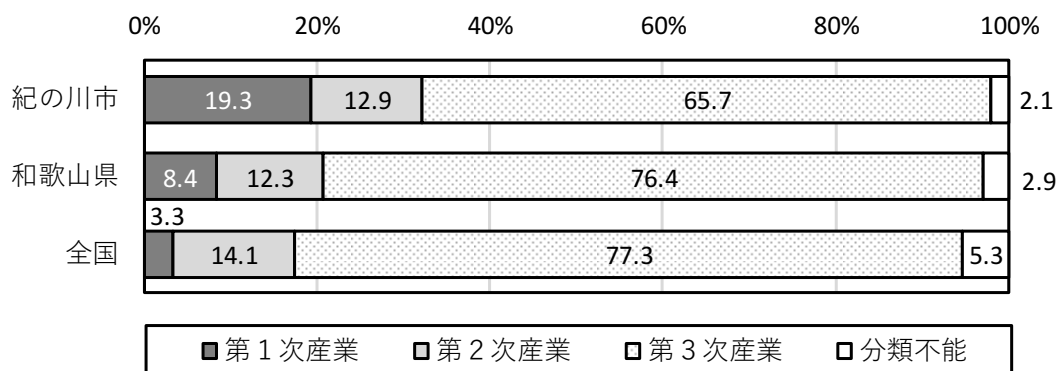
男女で比較すると、女性は男性と比較して第２次産業の割合が低く、第３次産業の割合が高くなっています。

【産業別就業者数の割合（男性）】



資料／国勢調査（2015(平成27)年）

【産業別就業者数の割合（女性）】



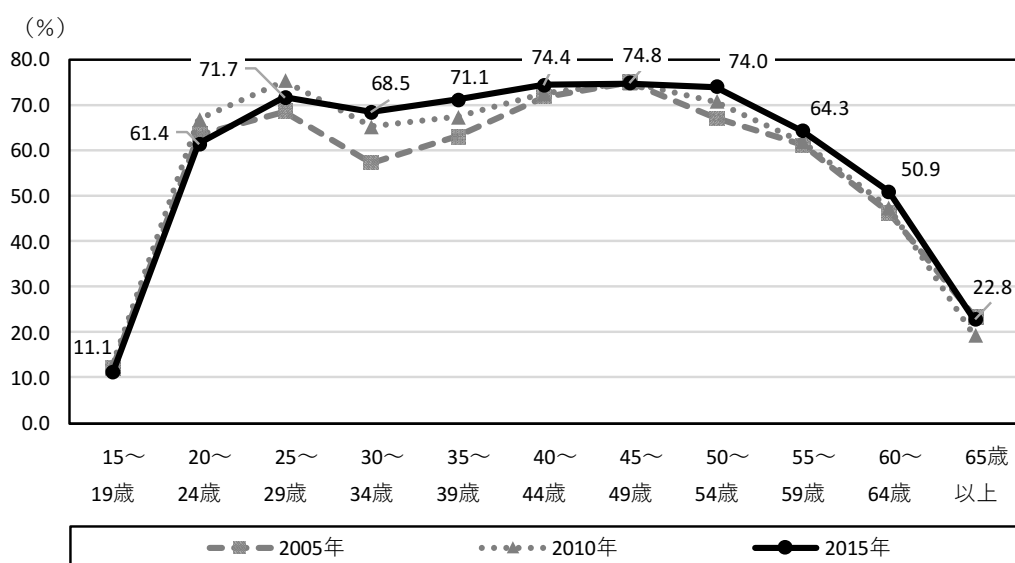
資料／国勢調査（2015(平成27)年）

(3) 女性の年齢別就業状況の推移

女性の年齢階級別就業率の推移をみると、グラフが描く M 字カーブの傾斜が年々ゆるやかになっています。

これは 30～34 歳の子育て世代に当たる女性の就業率が高まっているためで、2015(平成 27)年は 20～24 歳と 25～29 歳を除くと、いずれの年齢階級でも 2005(平成 17)年や 2010(平成 22)年と比較して、就業率が同等かやや高くなっています。

【女性の年齢別就業率の推移】



資料／国勢調査 (2015(平成 27)年)

(4) 昼夜間人口比率

本市の昼間人口と夜間人口を比較すると、昼間人口が下回っています。これは就労・就学などで昼間に市外へ出る人が市外から来る人より多いためです。

2015(平成 27)年は 2010(平成 22)年と比較して、昼夜間人口の差はやや縮まっています。

【昼夜間人口比率】

	紀の川市		和歌山市	岩出市	紀美野町	かつらぎ町
	2010年	2015年	2010年	2010年	2010年	2010年
昼間人口(人)	59,781	57,097	380,419	42,252	8,580	16,679
常住人口 (夜間人口)(人)	65,840	62,616	364,154	53,452	9,206	16,992
昼夜間 人口比率(%)	90.8	91.2	104.5	79.0	93.2	98.2

資料／国勢調査

4 教育・保育サービス等の状況

(1) 保育所の状況

本市の認可保育所（認定こども園の2号・3号分を含む）は、幼保再編などの結果、2019（平成31）年度は公立7か所、私立10か所の計17か所となっています。

入所児童数は、2015（平成27）年度の1725人をピークに減少傾向にあります。内訳をみると2号が2015（平成27）年度以降、減少を続けているのに対し、3号は2017（平成29）年度までは増加傾向にあり、その後、減少に転じています。

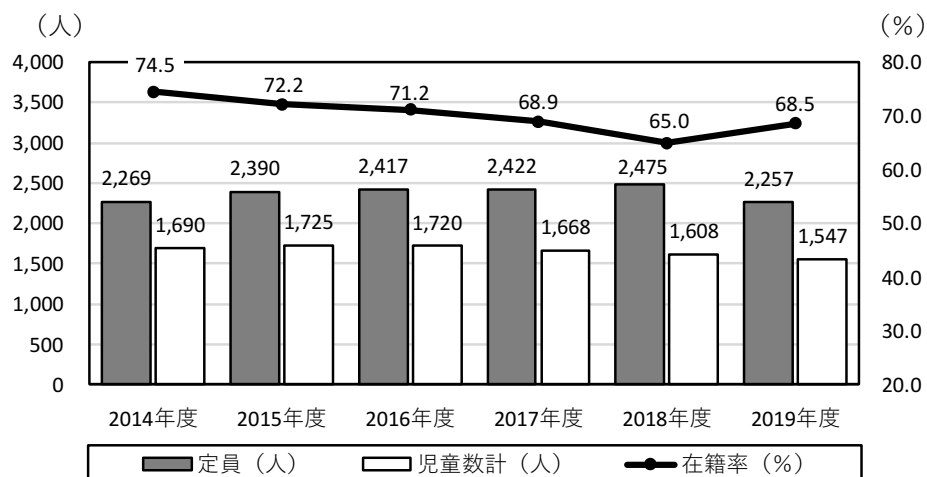
児童の在籍率（入所児童数÷定員）は、公立ではほぼ50%台で推移していますが、私立では2015（平成27）年度の99.5%をピークに減少を続け、2019（平成31）年度は81.9%となっています。公立・私立とも、2011（平成23）年度以降、在籍率が100.0%を超える状況はありません。（定員内で収まっている）

【認可保育所の状況】

	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
保育所数（か所）	16	16	18	18	20	17
保育所認可定員（人）	2,269	2,390	2,417	2,422	2,475	2,257
保育所入所児童数（人）	1,690	1,725	1,720	1,668	1,608	1,547
2号（3-5歳）	1,259	1,285	1,276	1,190	1,149	1,096
3号（0-2歳）	431	440	444	478	459	451
保育所の整備実績	中貴志保育所 2歳児受入開始		H28.4 未来保育園(18人)、 山の子共同保育園(9人) 新規受入開始	H29.4 レイモンドこども園 開園 H29.10 ニチキッズ紀の川 保育園新規受入開始(19人)	H30.4 愛の光幼稚園が 認定こども園へ H31.3 川原、竜門、長田、 鞆刈へき地保育所閉鎖	H31.4 あおば幼稚園が 認定こども園へ H31.4 新粉河保育園受入開始(240人)

資料／こども課（各年度4月1日現在）

【認可保育所の定員・入所児童数・在籍率の推移】



資料／こども課（各年度4月1日現在）

【認可保育所の定員・入所児童数・在籍率の推移（個別）】

		2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	
こばと保育所	定員（人）	200	298	298	298	298	298	
	児童数計（人）	211	225	237	231	229	215	
なるき保育所	定員（人）	180	184	184	184	184	184	
	児童数計（人）	152	142	131	125	130	124	
八王子保育所	定員（人）	60	79	79	79	79	79	
	児童数計（人）	32	38	42	41	39	28	
川原保育所	定員（人）	90	90	90	90	90	平成31年度 ～廃止	
	児童数計（人）	22	19	23	22	17		
長田保育所	定員（人）	120	120	120	120	120		
	児童数計（人）	47	54	61	58	51		
竜門保育所	定員（人）	120	120	120	120	120		
	児童数計（人）	41	46	43	50	49		
荦淵へき地保育所	定員（人）	30	30	30	30	30		
	児童数計（人）	8	5	5	4	2		
調月保育所	定員（人）	平成24年度～廃止						
	児童数計（人）							
中貴志保育所	定員（人）	165	165	165	165	165	165	
	児童数計（人）	105	113	103	95	87	79	
東貴志保育所	定員（人）	150	150	150	150	150	150	
	児童数計（人）	77	71	60	72	66	76	
西貴志保育所	定員（人）	150	150	150	150	150	150	
	児童数計（人）	93	80	80	65	61	58	
丸栖保育所	定員（人）	150	150	150	150	150	150	
	児童数計（人）	82	82	79	75	71	82	
公立保育所 計	定員（人）	1,415	1,536	1,536	1,536	1,536	1,176	
	児童数計（人）	870	875	864	838	802	662	
	在籍率（％）	61.5	57.0	56.3	54.6	52.2	56.3	

れもん保育園	定員（人）	100	100	100			
	児童数計（人）	113	115	110			
安楽川保育所	定員（人）	204	204	204	204	204	204
	児童数計（人）	219	232	233	210	193	194
粉河保育園	定員（人）	120	120	120	120	120	240
	児童数計（人）	115	120	132	140	139	245
名手保育園	定員（人）	240	240	240	240	240	240
	児童数計（人）	184	193	186	173	169	136
ながやま保育園	定員（人）	190	190	190	190	190	190
	児童数計（人）	189	190	183	189	165	149
レイモンドこども園	定員（人）				105	105	105
	児童数計（人）				105	101	98
愛の光幼稚園	定員（人）					34	34
	児童数計（人）					16	19
あおば幼稚園	定員（人）						22
	児童数計（人）						7
未来保育園	定員（人）			18	18	18	18
	児童数計（人）			5	8	4	14
ニチキッズきのかわ保育園	定員（人）					19	19
	児童数計（人）					14	15
山の子共同保育園	定員（人）			9	9	9	9
	児童数計（人）			7	5	5	8
私立保育園 計	定員（人）	854	854	881	886	939	1,081
	児童数計（人）	820	850	856	830	806	885
	在籍率（％）	96.0	99.5	97.2	93.7	85.8	81.9

資料／こども課（各年度４月１日現在）

(2) 幼稚園・認定こども園の状況

本市の幼稚園は、2018（平成 30）年 5 月 1 日時点で私立が 2 園あり、入所児童数は 135 人となっています。入園児童数の推移をみると、2016（平成 28）年度にいったん増加しているものの、全体としては減少傾向にあります。

また、幼保連携型認定こども園は、2017（平成 29）年度に 1 園が誕生し、2018（平成 30）年度には 2 園となっています。2018（平成 30）年度の入所児童数は、152 人となっています。

【就学前児童数・園数・入所児童数等の推移（幼稚園）】

		2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度
就学前児童数（人）		2,803	2,807	2,707	2,603	2,513
私立	園数（園）	3	3	3	3	2
	入所児童数（人）	184	159	161	152	135
	3 歳児（人）	59	42	59	48	52
	4 歳児（人）	59	60	42	61	42
	5 歳児（人）	66	57	60	43	41
就園率（%）		6.6	5.7	5.9	5.8	5.4

資料／学校基本調査（各年度 5 月 1 日現在）
就学前児童数は住民基本台帳（各年度 3 月 31 日時点）

【就学前児童数・園数・入所児童数等の推移（認定こども園）】

		2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度
就学前児童数（人）					2,603	2,513
私立	園数（園）				1	2
	入所児童数（人）				110	152
	0 歳児				8	9
	1 歳児				18	18
	2 歳児				20	22
	3 歳児（人）				24	39
	4 歳児（人）				16	30
	5 歳児（人）				24	34
就園率（%）					4.2	6.0

資料／学校基本調査（各年度 5 月 1 日現在）
就学前児童数は住民基本台帳（各年度 3 月 31 日時点）

(3) 小学校の状況

本市の小学校は、2018（平成 30）年 5 月 1 日時点で公立が 16 校あり、学級数は 164 学級、児童数は 3,024 人となっています。出生数の減少に伴い、児童数は減少が続いています。

【小学校の数、学級数、児童数等の推移】

		2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度
小 学 校	学校数（校）	16	16	16	16	16
	学級数（学級）	163	164	166	166	164
	児童数（人）	3,172	3,117	3,050	3,041	3,024
	教員数（人）	258	263	269	264	271
	教職員 1 人当たり 児童数（人）	12.29	11.85	11.34	11.52	11.16

資料／学校基本調査（各年度 5 月 1 日現在）、休校を除く

(4) 中学校の状況

本市の中学校は、2018（平成 30）年 5 月 1 日時点で公立が 7 校あり、学級数は 66 学級、生徒数は 1,437 人となっています。生徒数は減少が続いています。

【中学校の数・学級数・生徒数等の推移】

		2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度
中 学 校	学校数（校）	7	7	7	7	7
	学級数（学級）	68	68	67	65	66
	生徒数（人）	1,743	1,675	1,620	1,503	1,437
	教員数（人）	139	143	142	138	143
	教員 1 人当たり 生徒数（人）	12.54	11.71	11.41	10.89	10.05

資料／学校基本調査（各年度 5 月 1 日現在）、休校を除く

(5) 小中学校における不登校や長期欠席の状況等

本市の小学校における不登校児童の数は、2019（平成 31）年度は 2014（平成 26）年度と比較して、12 人減の 15 人となる見込みです。2017（平成 29）年度以降、20 人未満で推移しています。

長期欠席児童の数は、2019（平成 31）年度は 2014（平成 26）年度と比較して、10 人減の 18 人となる見込みです。2017（平成 29）年度以降、20 人前後で推移しています。

スクールカウンセラーの派遣校は増加傾向にあり、2019（平成 31）年度は 12 校となる見込みです。

また中学校における不登校生徒の数は、増減はあるものの毎年 40 人を超えており、2019（平成 31）年度は 2014（平成 26）年度と比較して、4 人増の 50 人となる見込みです。

長期欠席生徒の数は、2019（平成 31）年度に減少したものの全体としては増加傾向にあり、2019（平成 31）年度は 2014（平成 26）年度と比較して、8 人増の 55 人となる見込みです。

スクールカウンセラーの派遣校は、2016（平成 28）年以降 6 校で推移しています。

【不登校・長期欠席者数等の推移】

		2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
小 学 校	不登校（人）	27	23	24	12	16	15
	長期欠席（人）	28	29	27	19	22	18
	スクールカウンセラー派遣（校）	5	5	7	9	11	12
中 学 校	不登校（人）	46	46	41	48	62	50
	長期欠席（人）	47	48	51	57	68	55
	スクールカウンセラー派遣（校）	5	5	6	6	6	6

資料／教育総務課（各年度 3 月 31 現在）、2019 年度は見込み

※長期欠席：前年度間に 30 日間以上欠席した者。欠席は連続である必要はない。「不登校」を含む。

※不 登 校：病気や経済的理由以外の何かしらの理由で、登校しない（できない）ことにより長期欠席した者。

(6) 学童保育（放課後児童クラブ）

本市の学童保育（放課後児童クラブ）は、2019（平成31）年4月1日時点で10か所あり、合計で定員は545人、登録人数（月極）は533人となっています。

登録人数（月極）は、年々増加傾向にあります。

【学童保育の定員・登録人数・待機人数の推移】

(人)

		2014年	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
てのひら	定数	45	45	45	45	45	75
	登録人数（月極）	34	45	56	52	36	74
太陽の子	定数	60	60	55	50	50	50
	登録人数（月極）	45	44	41	43	61	50
粉河アットホームクラブ	定数	60	80	80	80	80	80
	登録人数（月極）	73	73	69	56	63	79
チャレンジ児童クラブ	定数	50	50	70	70	70	80
	登録人数（月極）	55	64	64	67	78	83
あらかわ放課後児童クラブ	定数	30	30	30	30	40	40
	登録人数（月極）	25	26	30	41	45	53
ももやま放課後児童クラブ	定数	25	25	25	25	25	25
	登録人数（月極）	17	19	27	24	22	20
こどもくらぶ	定数	80	80	80	80	80	80
	登録人数（月極）	60	63	48	53	49	54
ほたるっこ	定数	30	30	30	30	30	30
	登録人数（月極）	28	23	24	25	29	30
西貴志こどもくらぶ	定数	40	40	40	60	60	60
	登録人数（月極）	37	46	48	56	54	61
丸栖っ子クラブ	定数	25	25	25	25	25	25
	登録人数（月極）	24	19	23	20	21	29
合計	定数	445	465	480	495	505	545
	登録人数（月極）	398	422	430	437	458	533
	待機人数	-	-	-	-	-	19

資料／こども課（各年度3月31日現在）、2019年度は見込み

5 母子保健の状況

(1) 母子健康手帳交付数

母子健康手帳の交付数は出生数の減少とともに年々減少傾向にあり、2019年度は330件となっています。

【母子健康保健手帳交付数の推移】

	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
交付数(件)	436	390	375	359	333	330

資料／こども課（各年度3月31日現在）、2019年度は見込み

(2) 妊婦健康診査受診者数

妊娠届出者数の減少に伴い、妊婦健康診査受診者数の増減はあるものの、2019年度は520件となっています。

【妊婦健康診査受診者数の推移】

	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
受診者数(実人数)	666	606	537	524	534	520

資料／こども課（各年度3月31日現在）、2019年度は見込み

(3) 乳幼児健康診査受診者数

乳幼児健康診査の受診者数は、対象者が減少していることから全体としては減少傾向となっています。受診率はいずれの対象年齢でも毎年度95.0%を超えています。

【乳幼児健康診査受診者数の推移】

		2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
4か月児	対象者数(人)	442	413	366	367	344	334
	受診数(人)	434	407	363	359	340	330
	受診率(%)	98.2	98.5	99.2	97.8	98.8	98.8
7か月児	対象者数(人)	424	421	393	349	360	335
	受診数(人)	422	420	390	344	348	330
	受診率(%)	99.5	99.8	99.2	98.6	96.7	98.5
1歳8か月児	対象者数(人)	433	413	433	402	369	368
	受診数(人)	429	407	420	394	355	360
	受診率(%)	99.1	98.5	97.0	98.0	96.2	97.8
3歳8か月児	対象者数(人)	506	494	456	437	447	419
	受診数(人)	489	480	450	428	430	410
	受診率(%)	96.6	97.2	98.7	97.9	96.2	97.9

資料／こども課（各年度3月31日現在）、2019年度は見込み

(4) 訪問指導

育児に対する母親の不安を解消し、安心して子どもを生み育てることができるよう、保健師・助産師及び母子保健推進員が対象者宅を訪問し、保健指導や相談を実施しています。人口や出生数の減少などにより、対象者が減少していることから訪問指導の人数も全体的には減少傾向となっています。

【訪問指導人数の推移】

	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
新生児・乳幼児訪問指導（人）	443	400	366	351	335	320
母子保健推進員による訪問（人）	322	464	329	325	302	300

資料／こども課（各年度3月31日現在）、2019年度は見込み

(5) 相談事業

保護者の不安や悩みに対し、相談事業を実施しています。1歳児健康相談と2歳6か月児健康相談はいずれも、全体としては減少傾向にありますが、発達相談は増加傾向にあります。これは、子どもの発育や発達に不安を抱えている保護者が増加しているためと考えられます。

【相談事業利用者の推移】

	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
1歳児健康相談（実人数）	386	439	379	367	361	330
2歳6か月児健康相談（実人数）	461	425	415	436	407	355
発達相談（延人数）	233	274	289	281	310	320

資料／こども課（各年度3月31日現在）、2019年度は見込み

(6) その他の母子保健事業

育児不安の解消を図るとともに、子育ての仲間づくりのきっかけとなるよう、次の事業を実施しています。親子教室の参加者（延人数）は、増加傾向となっています。

【その他の事業利用者の推移】

	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
離乳食教室（実人数）	856	827	753	703	688	660
親子教室（延人数）	466	632	1,481	1,744	1,658	1,700

資料／こども課（各年度3月31日現在）、2019年度は見込み

6 各種手当・助成制度の状況

(1) 各種手当

各種手当の実施状況は次のとおりとなっています。

中学校卒業までの児童を養育している人に支給する児童手当とひとり親家庭などに支給する児童扶養手当は、減少傾向となっています。

障がいのある児童の保護者などに支給される特別児童扶養手当は、増減はあるものの、全体としてはほぼ横ばいで推移しています。

障害者手帳の交付を受けている児童の保護者などに支給される心身障害児在宅扶養手当は、2017（平成 29）年度以降、増加傾向となっています。

重度の心身障がいがある児童に支給される障害児福祉手当は、2019（平成 31）年度に増加しています。

【各種手当の実施状況】

	(件)					
	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
児童手当	7,065	6,896	6,671	6,467	6,267	6,300
児童扶養手当	671	670	650	615	591	600
特別児童扶養手当	132	126	128	133	131	133
心身障害児在宅扶養手当	223	114	137	128	146	161
障害児福祉手当	23	25	24	22	22	30

資料／障害福祉課、こども課（各年度 3 月 31 日現在）、2019 年度は見込み

(2) 各種助成制度の実施状況

対象となる子どもの医療費自己負担分を助成する子ども医療費助成は、2016（平成 28）年度に対象拡大により受給者数が 7,000 人を超えましたが、その後、やや減少傾向にあります。

ひとり親家庭等の保護者と児童の医療費自己負担分を助成するひとり親家庭等医療費助成は、年々減少傾向となっています。

【各種手当の実施状況】

	(人)					
	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
子ども医療費助成	5,980	5,845	7,202	7,041	6,851	6,852
ひとり親家庭等医療費助成	1,833	1,740	1,707	1,557	1,515	1,457

資料／国保年金課（各年度 3 月 31 日現在）、2019 年度は見込み

7 子育て支援のための地域資源

(1) 地域子育て支援拠点

現在、3 か所の地域子育て支援拠点で、親子の交流や、子育てに関する不安や悩みの相談などの支援活動を行っています。

赤ちゃん広場、子育て教室とも、利用者の延組数は年によって増減はあるものの、やや減少傾向となっています。

【地域子育て支援拠点の状況】

	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
拠点数（か所）	2	2	2	3	3	3
赤ちゃん広場（延組数）	629	599	602	534	497	462
子育て教室（延組数）	558	517	570	486	455	423

資料／こども課（各年度3月31日現在）、2019年度は見込み

(2) 図書館の状況

河北、河南両図書館の蔵書数は年々増加しています。

両図書館合計の登録者数は、0～12歳、13～15歳、16歳以上の各年代で増加傾向となっています。特に13～15歳で大きく増えています。

貸出冊数、利用人数はいずれも、13～15歳で減少傾向となっています。

【図書館の蔵書数の推移】

(冊)

	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
河北図書館（旧打田図書館）	25,261	26,670	27,340	27,954	28,698	29,400
河南図書館		15,286	16,861	18,098	19,297	21,300

資料／生涯学習課（各年度3月31日現在）、2019年度は見込み

※貴志川、粉河、那賀、桃山の各図書館は、2015（平成27）年に閉館

【図書館の利用状況の推移】

		2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
登録者数（人）	0～12歳	2,455	2,906	3,422	3,849	4,258	4,658
	13～15歳	848	940	1,028	1,075	1,106	1,146
	16歳以上	19,391	20,380	21,382	22,188	22,935	23,685
貸出冊数（冊）	0～12歳	52,108	55,034	72,874	75,338	74,287	73,657
	13～15歳	7,333	7,546	7,089	6,407	5,635	4,865
	16歳以上	187,504	196,357	230,826	227,172	220,251	213,651
利用人数（人）	0～12歳	10,685	10,722	13,824	14,176	13,704	13,224
	13～15歳	1,966	1,965	1,799	1,585	1,365	1,145
	16歳以上	50,446	51,795	60,439	59,948	58,891	57,791

資料／生涯学習課（各年度3月31日現在）、2019年度は見込み

(3) 民生委員・児童委員の状況

民生委員・児童委員の総数は2014（平成26）年度以降、170人で変化はありませんが、女性委員が減少し、男性委員が増えています。

主任児童委員数は11人で変化はありません。

【民生委員・児童委員数の推移】

	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
民生委員・児童委員数（人）	170	170	170	170	170	170
うち男性委員（人）	78	78	78	87	87	86
うち女性委員（人）	92	92	92	83	83	84
1人当たり担当世帯数（世帯）	153	154	155	155	155	156
主任児童委員数（人）	11	11	11	11	11	11

資料／社会福祉課（各年度4月30日現在）

(4) 母子保健推進員の状況

母子保健推進員は、就労されている女性が増加するなど推進員選出が困難な状況であることから、推進員数は減少傾向となっています。

【母子保健推進員数の推移】

	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
母子保健推進員（人）	152	152	148	148	145	145

資料／こども課（各年度4月1日現在）

8 子どもの虐待に関する状況

(1) 児童相談の受付人数

本市における2018（平成30）年度の児童相談受付人数（こども課受付分）は179人で、そのうち、児童虐待の相談は113人となっています。

【児童相談の受付人数（2018年度）】

（人）

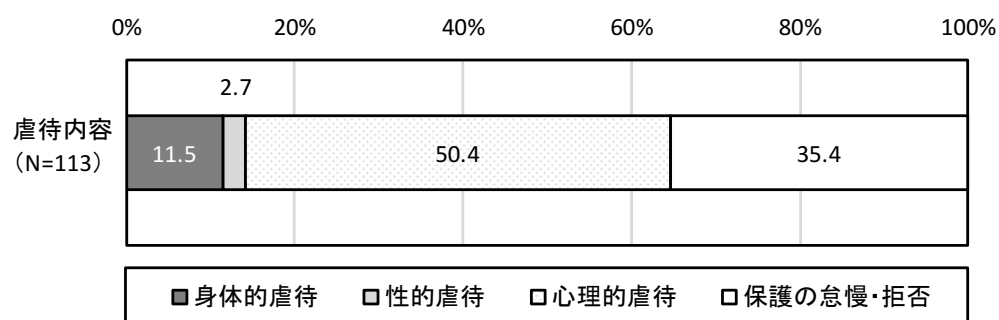
種 別	相談人数計	15歳以上	中学生	小学生	幼児
養護相談（児童虐待相談）	113	8	14	35	56
養護相談（その他の相談）	37	1	8	13	15
保健相談	1	0	0	0	1
障害相談	4	2	1	1	0
非行相談	0	0	0	0	0
育成相談	16	0	7	6	3
その他相談	8	1	1	2	4
計	179	12	31	57	79

資料／こども課

(2) 虐待内容別の相談受付人数

児童虐待相談の人数を虐待の内容別にみると、「心理的虐待」が50.4%と最も多く、次いで「保護の怠慢・拒否」が35.4%、「身体的虐待」が11.5%となっています。

【虐待内容別 相談受付人数（2018年度）】



資料／こども課

(3) 被虐待児の年齢・内容別相談受付人数

虐待を受けた児童の年齢別に虐待内容をみると、0～3歳未満では「保護の怠慢・拒否」が20人（60.6%）と最も多く、次いで「心理的虐待」が12人（36.4%）、「身体的虐待」が1人（3.0%）となっています。

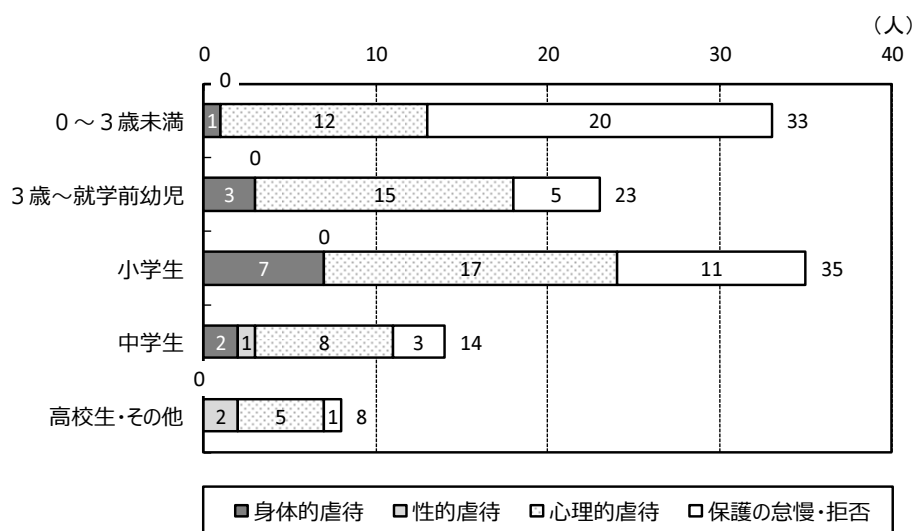
3歳～就学前幼児では「心理的虐待」が15人（65.2%）と最も多く、次いで「保護の怠慢・拒否」が5人（21.7%）、「身体的虐待」が3人（13.0%）となっています。

小学生では「心理的虐待」が17人（48.6%）と最も多く、次いで「保護の怠慢・拒否」が11人（31.4%）、「身体的虐待」が7人（20.0%）となっています。

中学生では「心理的虐待」が8人（57.1%）と最も多く、次いで「保護の怠慢・拒否」が3人（21.4%）、「身体的虐待」が2人（14.3%）となっています。

高校生・その他では「心理的虐待」が5人（62.5%）と最も多く、次いで「性的虐待」が2人（25.0%）、「保護の怠慢・拒否」が1人（12.5%）となっています。

【虐待年齢・内容別 相談受付人数（2018年度）】

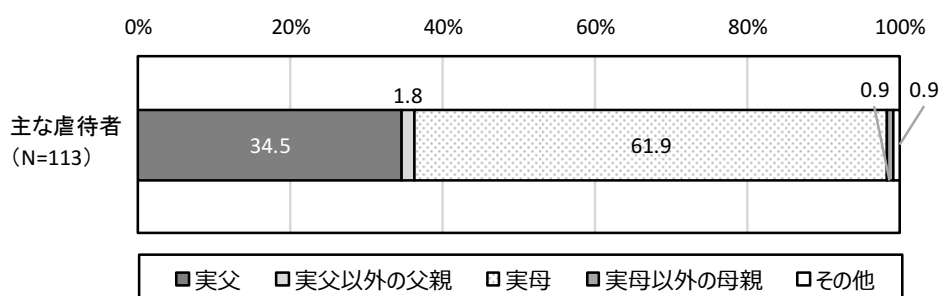


資料／こども課

(4) 主な虐待者

主な虐待者の内訳は、「実母」が61.9%と最も多く、次いで「実父」が34.5%、「実父以外の父親」が1.8%となっています。

【主な虐待者の内訳（2018年度）】



資料／こども課

9 ニーズ調査結果の概要

本計画の基礎資料とするため、2018（平成30）年11月30日（金）から12月17日（月）にかけて、「紀の川市 子ども・子育て支援に関するニーズ調査」（アンケート）を実施しました。その中から、主な結果を掲載します。

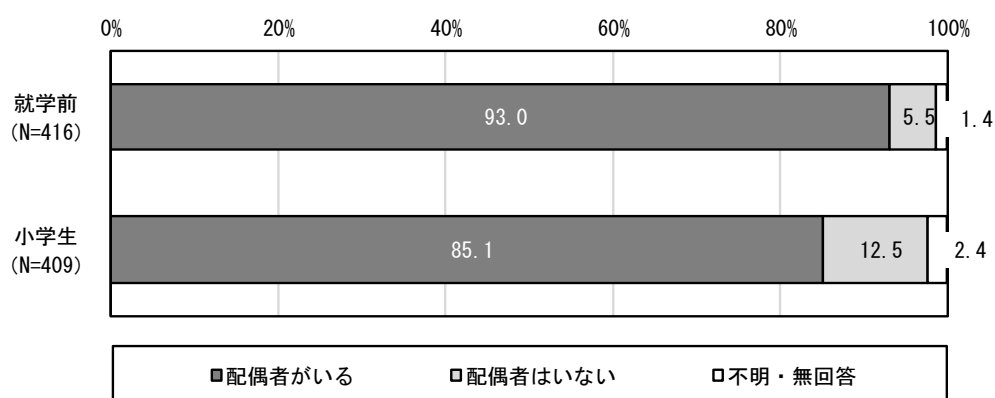
【調査の内容】

調査地域	紀の川市全域
調査対象者	紀の川市内在住の、 ①小学校入学前の児童（0～5歳）がいる世帯・保護者（1,000件） ②小学生の児童（6～9歳）がいる世帯・保護者（1,000件）
抽出方法	住民基本台帳より、対象年齢者がいる世帯を無作為抽出
調査方法	郵送配布、郵送回収
調査期間	平成30年11月30日（金）～12月17日（月）
回収結果	小学校入学前児童の世帯：配布数1,000、有効回収率41.6% 小学生の世帯：配布数1,000、有効回収率40.6%

（１）子どもと家庭の状況について

①回答者の配偶関係（１つに○）

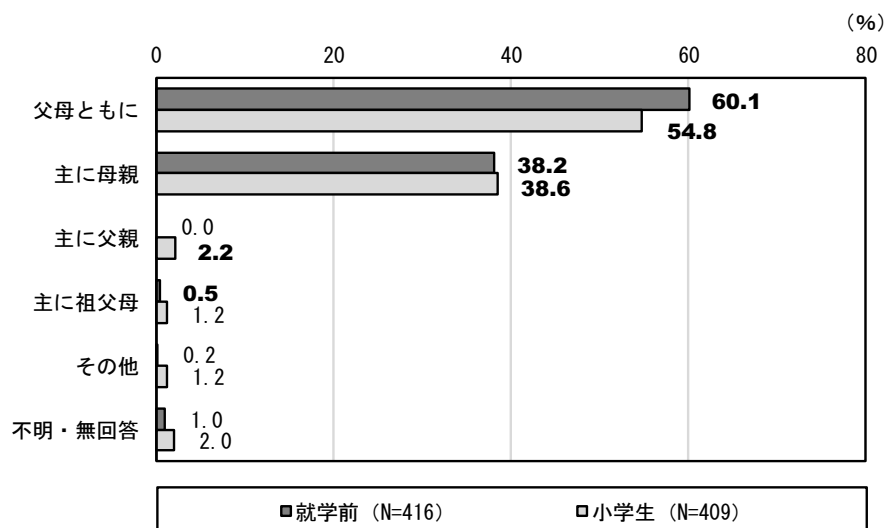
就学前では、「配偶者がいる」が93.0%、「配偶者はいない」が5.5%となっています。
小学生では、「配偶者がいる」が85.1%、「配偶者はいない」が12.5%となっています。



②子どもの子育てや教育を主に行っている人。(1つに○)

就学前では、「父母ともに」が60.1%と最も多く、次いで「主に母親」が38.2%、「主に祖父母」が0.5%となっています。

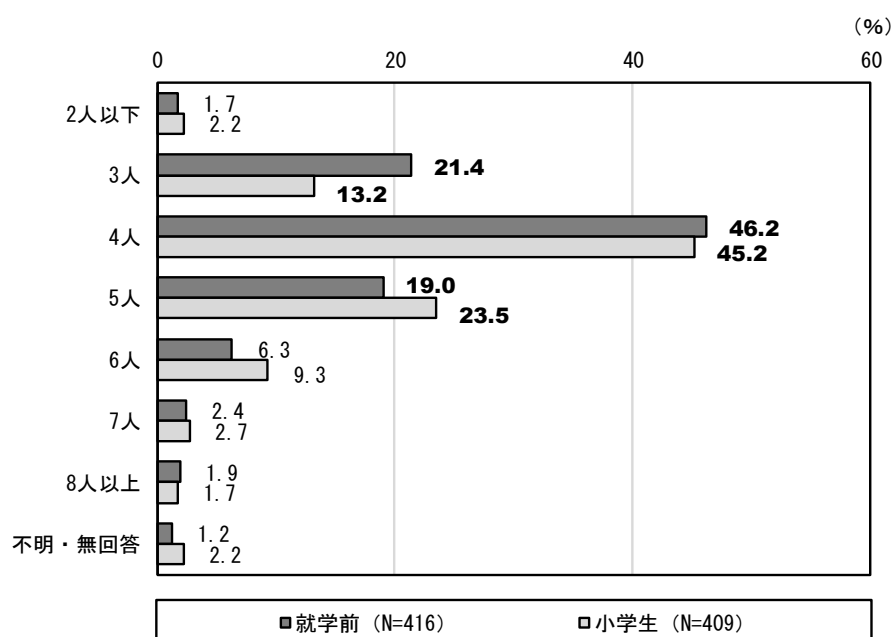
小学生では、「父母ともに」が54.8%と最も多く、次いで「主に母親」が38.6%、「主に父親」が2.2%となっています。



③世帯人数。(数字で記入)

就学前では、「4人」が46.2%と最も多く、次いで「3人」が21.4%、「5人」が19.0%となっています。

小学生では、「4人」が45.2%と最も多く、次いで「5人」が23.5%、「3人」が13.2%となっています。

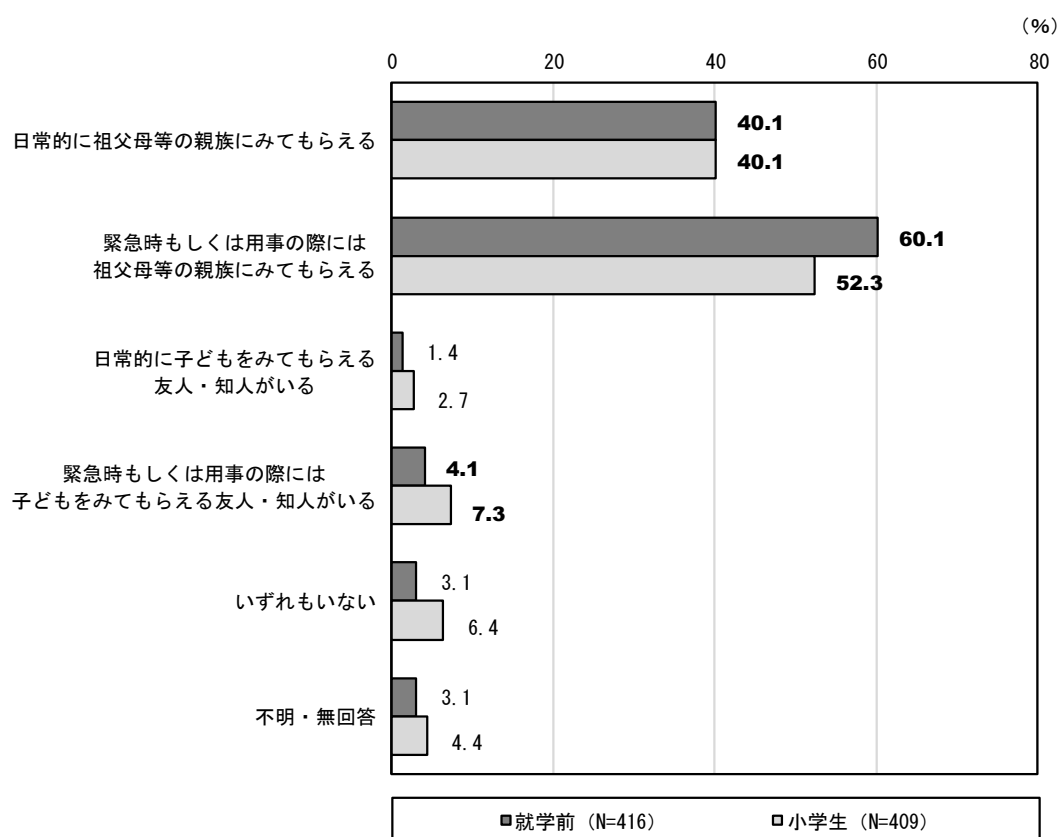


(2) 子どもの育ちをめぐる環境について

①日頃、子どもをみてもらえる親族・知人はいるか。(〇はいくつでも)

就学前では、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が60.1%と最も多く、次いで「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」が40.1%、「緊急時もしくは用事の際には子どもをみてもらえる友人・知人がいる」が4.1%となっています。

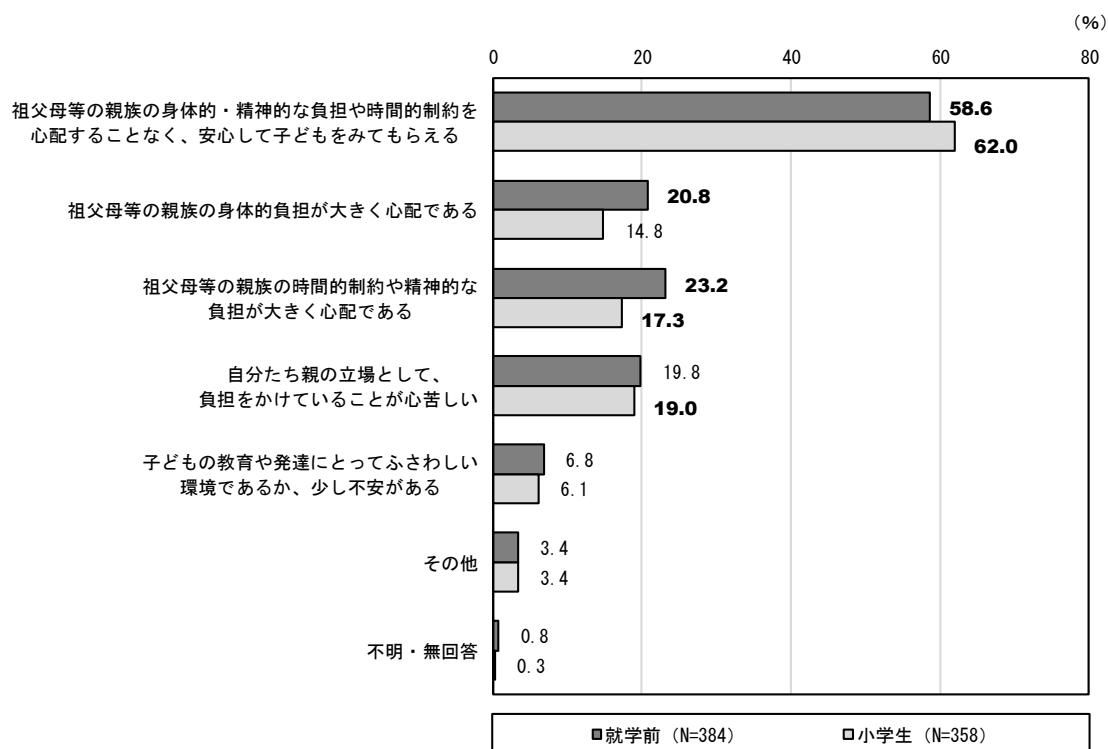
小学生では、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が52.3%と最も多く、次いで「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」が40.1%、「緊急時もしくは用事の際には子どもをみてもらえる友人・知人がいる」が7.3%となっています。



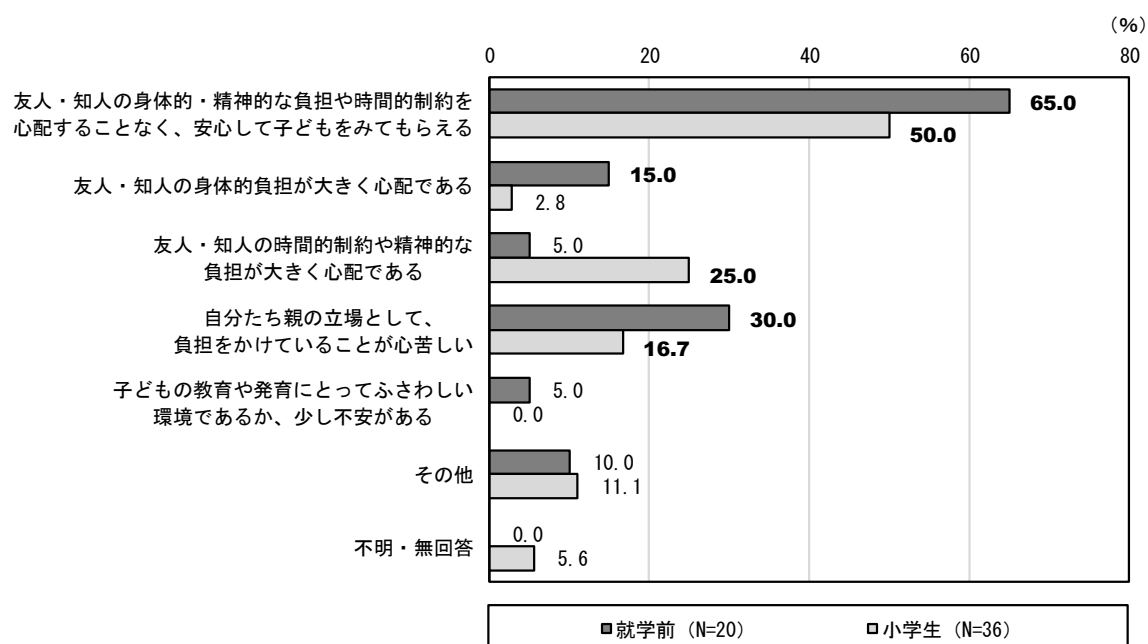
②子どもをみてもらっている状況。(〇はいくつでも)

日常的に子どもをみてもらえる祖父母等の親族、または友人・知人等がいると答えた人の中で、半数以上の人々が「(相手の) 身体的・精神的な負担や時間的制約を心配することなく、安心して子どもをみてもらえる」と答えています。

【祖父母等の親族に子どもをみてもらっている状況】



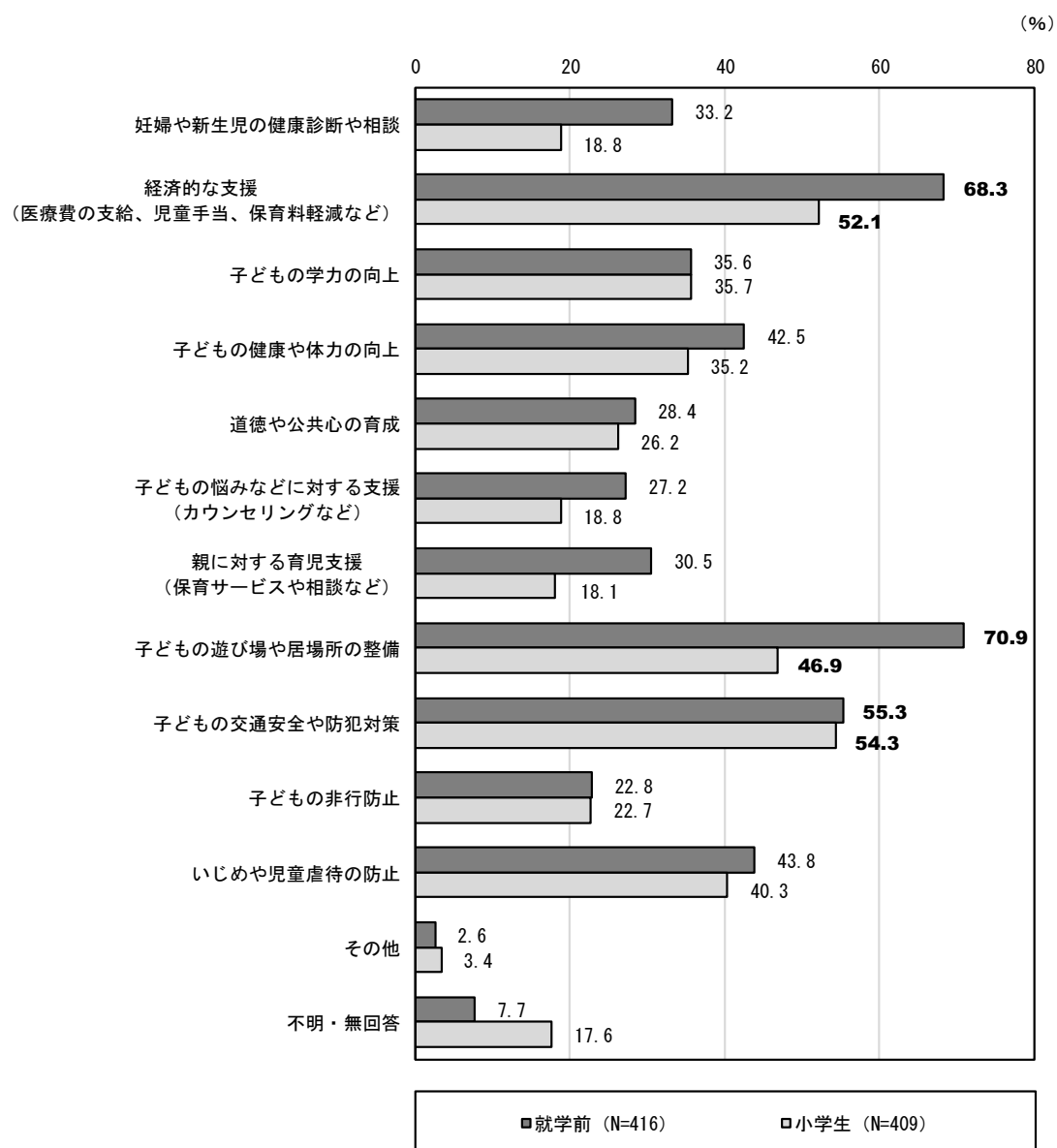
【友人・知人に子どもをみてもらっている状況】



③子育てや教育をする上で、行政に希望するサポート。(〇はいくつでも)

就学前では、「子どもの遊び場や居場所の整備」が70.9%と最も多く、次いで「経済的な支援（医療費の支給、児童手当、保育料軽減など）」が68.3%、「子どもの交通安全や防犯対策」が55.3%となっています。

小学生では、「子どもの交通安全や防犯対策」が54.3%と最も多く、次いで「経済的な支援」が52.1%、「子どもの遊び場や居場所の整備」が46.9%となっています。



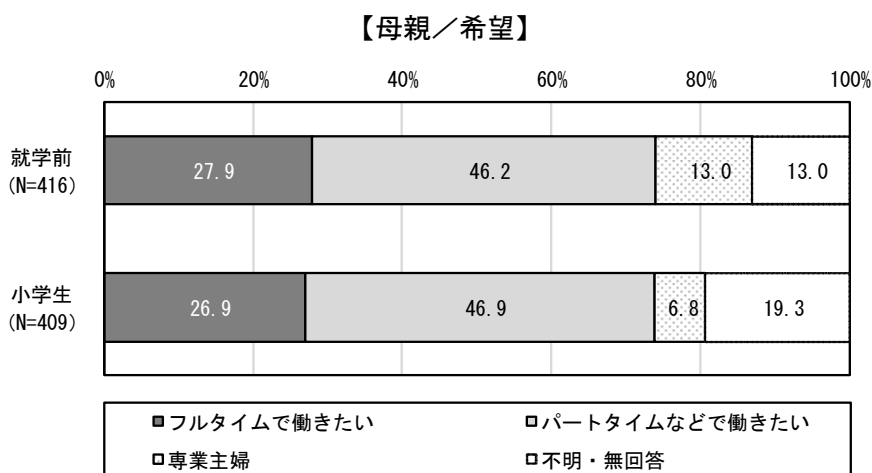
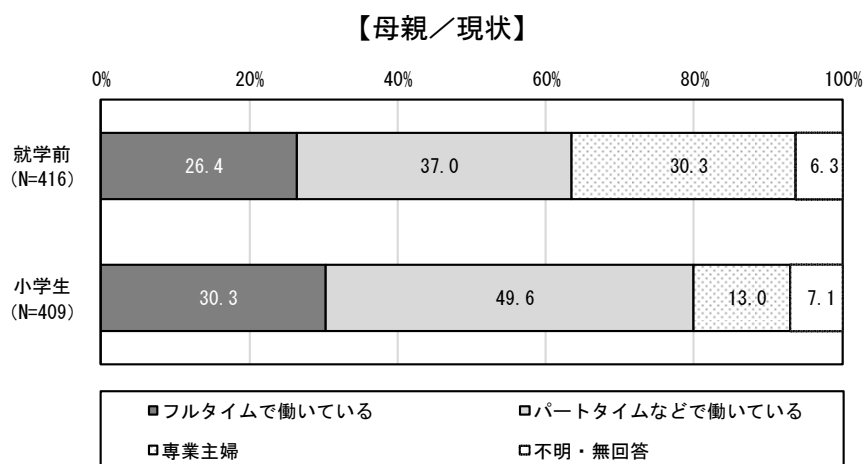
(3) 母親の仕事の状況について

①母親の現在の就労状況と1年以内の希望。(それぞれ1つに○)

就学前では、将来「専業主婦」を希望する人が現状より大幅に減少し、「フルタイムで働きたい」が微増、「パートタイムなどで働きたい」が9.2ポイント増加しています。

小学生では、将来「専業主婦」を希望する人が現状より大幅に減少し、「フルタイムで働きたい」と「パートタイムなどで働きたい」がともにやや減少しています。

ただし「不明・無回答」を除いて比較すると、就学前、小学生とも「専業主婦」が減少し、「フルタイムで働きたい」と「パートタイムなどで働きたい」がともに増加しています。



【「不明・無回答」を除いた比較】

		現状 (A)	希望 (B)	差 (B) - (A)
就学前 (N=416)	フルタイム	28.2%	32.0 %	3.8 ポイント
	パートタイム	39.5%	53.0%	13.5 ポイント
	専業主婦	32.3%	14.9%	-17.4 ポイント
小学生 (N=409)	フルタイム	32.6%	33.3%	0.7 ポイント
	パートタイム	53.4%	58.2%	4.8 ポイント
	専業主婦	13.9%	8.5%	-5.4 ポイント

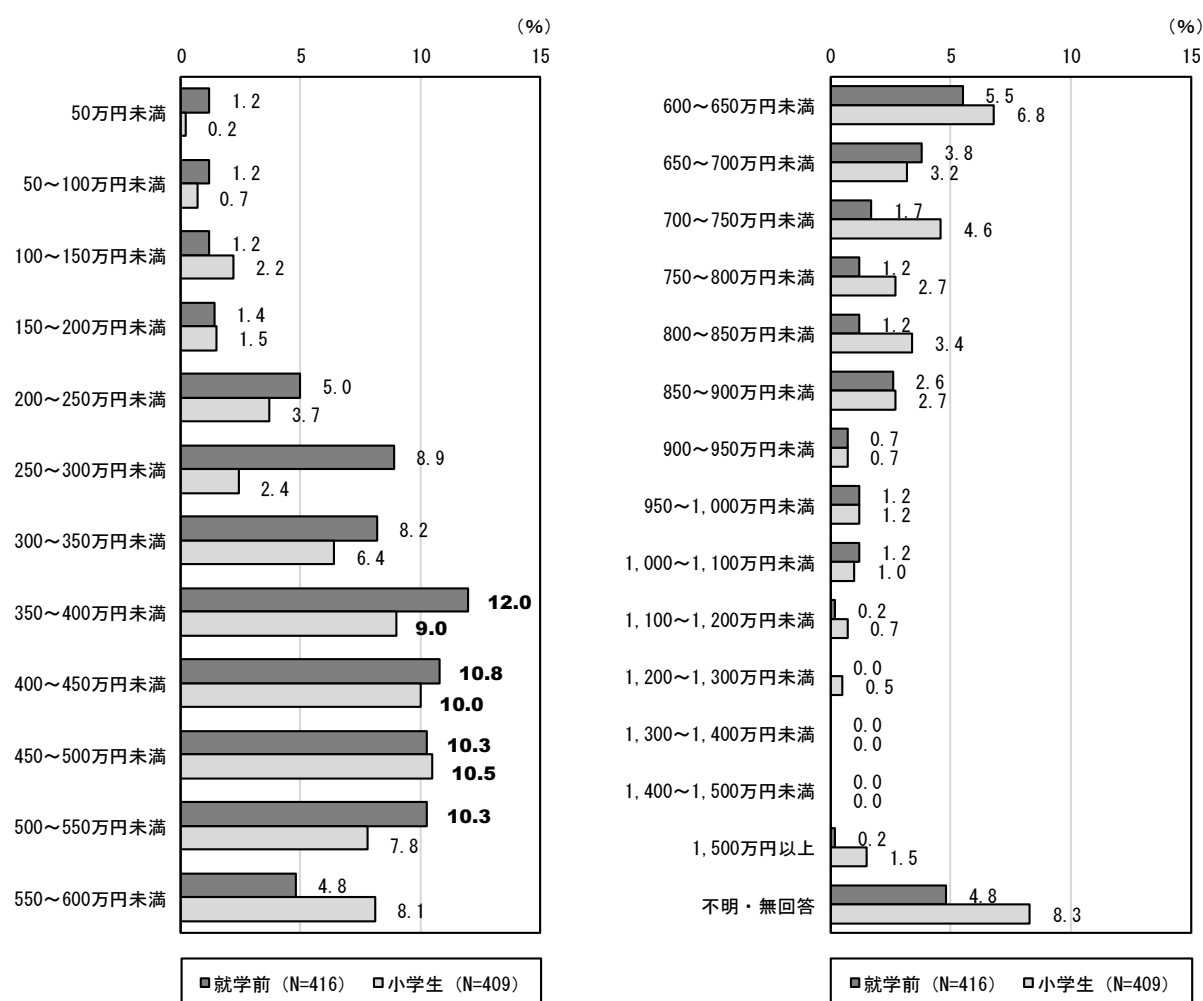
(4) 世帯の貧困状況について

①2017（平成 29）年の世帯収入の合計額（手取り収入）。（1つに○）

就学前では、「350～400 万円未満」が 12.0%と最も多く、次いで「450～500 万円未満」が 10.8%、「450～500 万円未満」と「500～550 万円未満」がともに 10.3%となっています。

小学生では、「450～500 万円未満」が 10.5%と最も多く、次いで「400～450 万円未満」が 10.0%、「350～400 万円未満」が 9.0%となっています。

【世帯収入の合計額】



②子育て世帯の相対的貧困率※（今回の調査をもとに算出）

就学前では、貧困線を下回る子ども（世帯）の数は26人で、相対的貧困率は6.6%となっています。

小学生では、貧困線を下回る子ども（世帯）の数は28人で、相対的貧困率は7.5%となっています。

【相対的貧困率等の状況】

		今回の調査の数値		国民生活基礎調査の数値	
		就学前	小学生	全国 (2015年)	和歌山県 (2012年)
算 出 手 順 ↓	① 世帯員数の差を調整した「可処分所得」を回答者ごとに算出				
	② 「可処分所得」の中央値を算出	213万円	238万円	244万円	244万円
	③ 中央値の50%の額（貧困線）を算出	107万円	119万円	122万円	122万円
	④ 貧困線を下回る子ども（世帯）の数をカウント	26人	28人		
	⑤ 回答者数に占める貧困線を下回る子どもの率（相対的貧困率）を算出	6.6%	7.5%	15.7%	16.3%

※相対的貧困率／一定の集団の中で、可処分所得（所得から税金や社会保険料などを差し引いた額）の中央値（平均値ではない）未満で生活している人の割合。

※今回の調査（就学前児童と小学生がいる世帯のみが対象）をもとに算出した数値で、必ずしも本市の状況を正確に表したものではない。

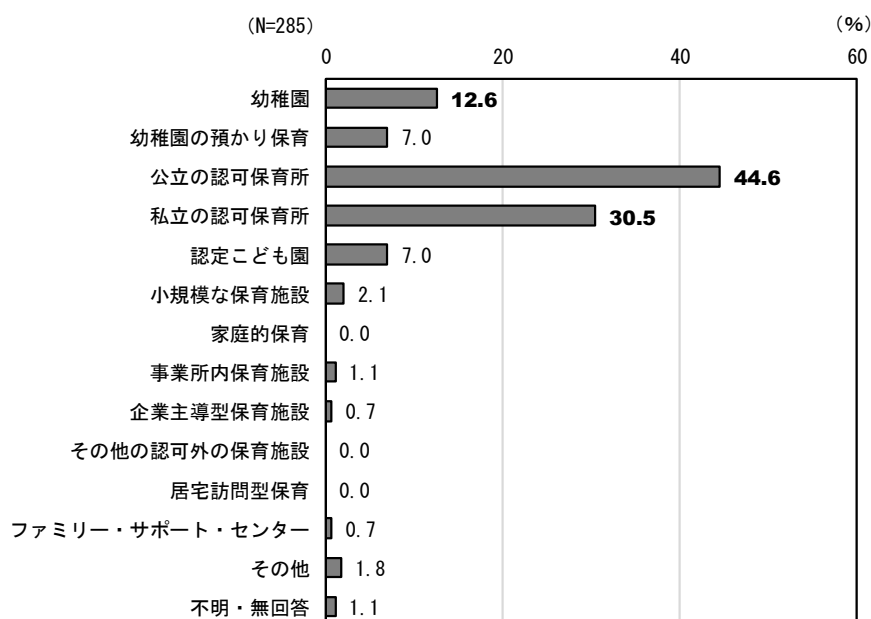
（５）平日の定期的な教育・保育サービスの利用状況（就学前児童）

①子どもが、現在、定期的に利用しているサービスと、今後利用したいサービス。
（〇はいくつでも）

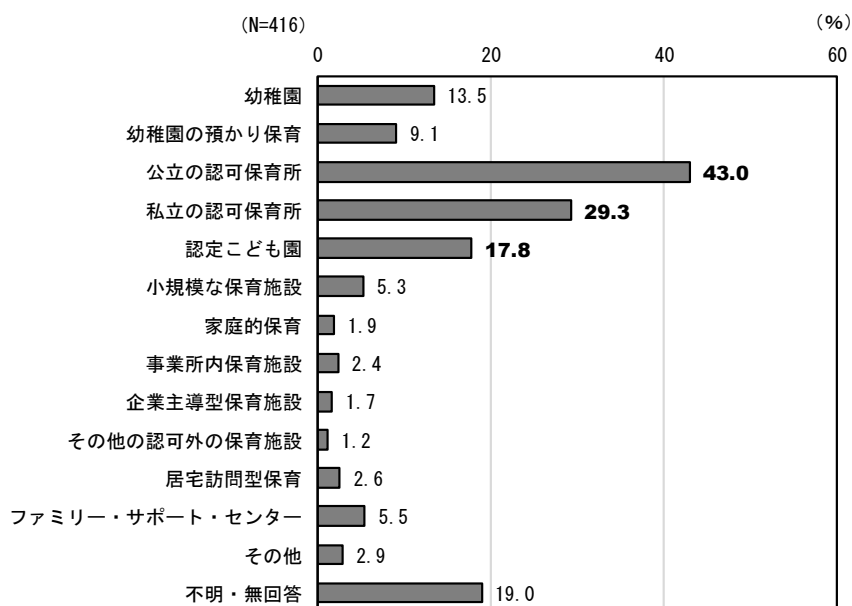
利用しているサービスでは、「公立の認可保育所」が44.6%と最も多く、次いで「私立の認可保育所」が30.5%、「幼稚園」が12.6%となっています。

利用を希望するサービスでは、「公立の認可保育所」が43.0%と最も多く、次いで「私立の認可保育所」が29.3%、「認定こども園」が17.8%となっています。

【利用しているサービス】



【利用を希望するサービス】



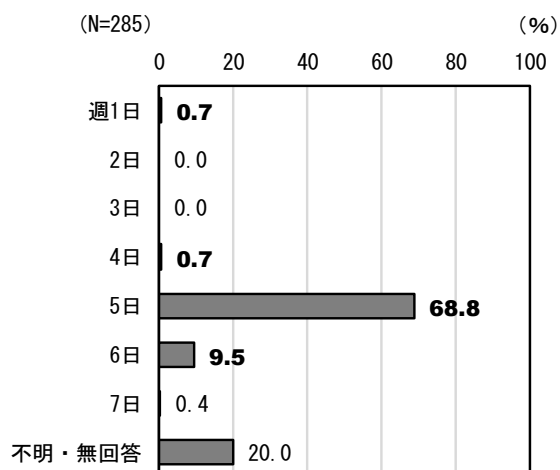
②平日に定期的に利用している教育・保育サービスの利用希望内容。(数字で記入)

利用しているサービスの希望する利用頻度では、「(週) 5日」が68.8%と最も多くなっています。

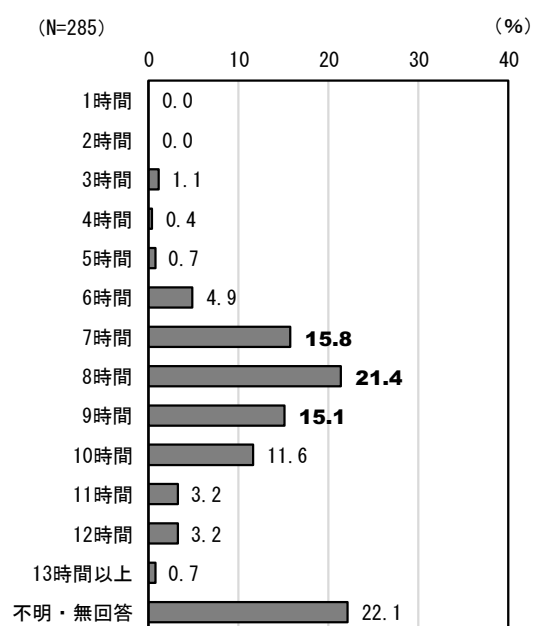
希望する利用時間では、「(1日) 8時間」が最も多くなっています。

希望する開始時間では、「8時」が36.5%、希望する終了時間では「16時」が最も多くなっています。

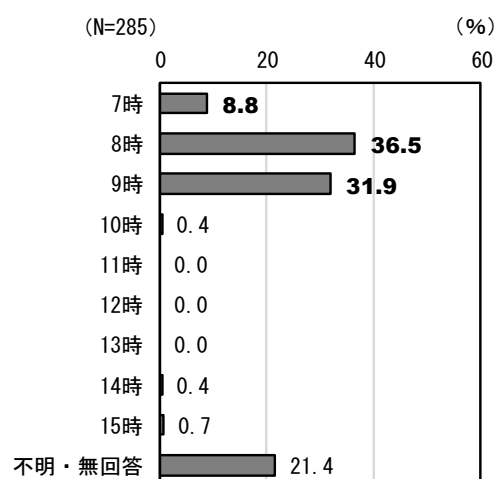
【利用を希望する頻度 (週当たり)】



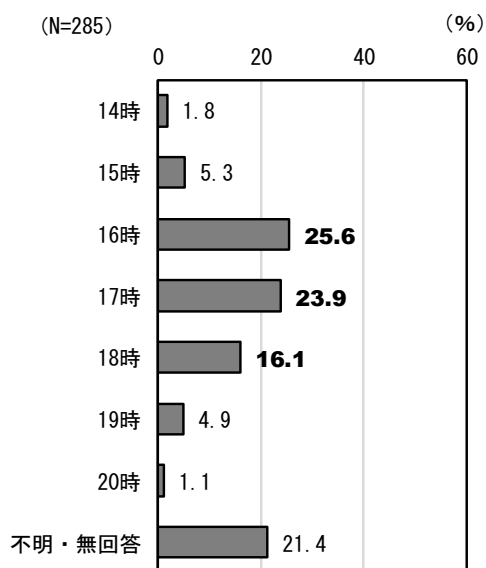
【利用を希望する時間 (1日当たり)】



【希望する開始時間】



【希望する終了時間】

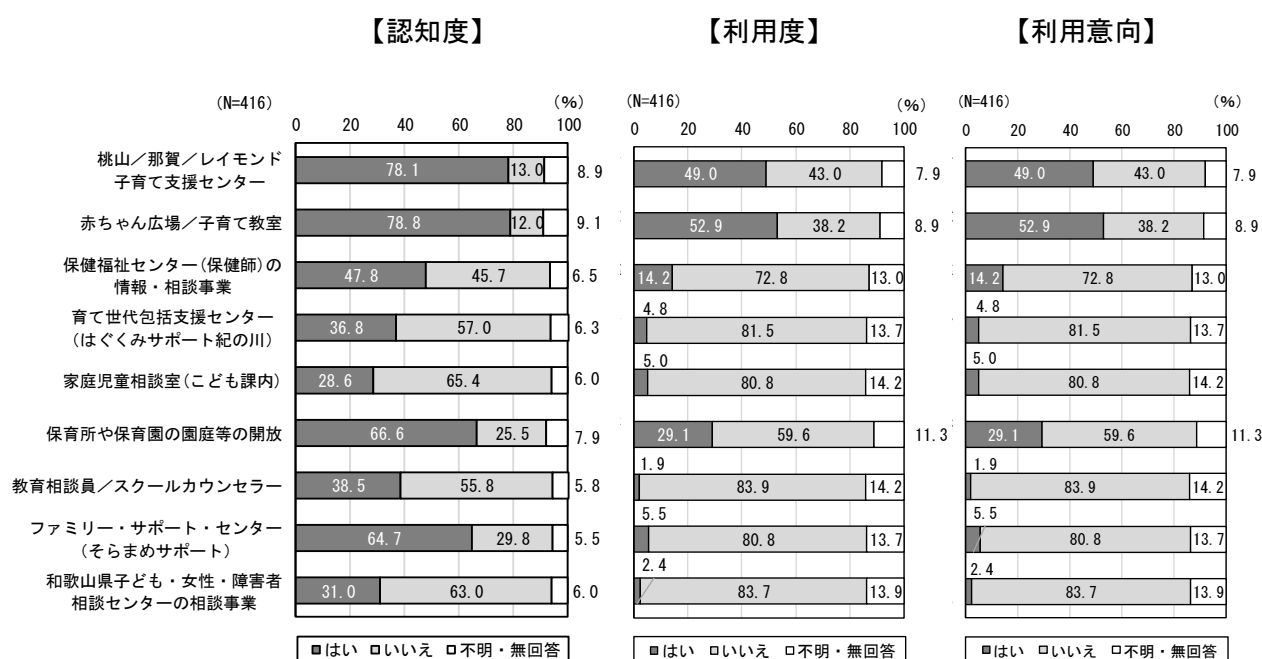


③施設や事業等の認知度、利用度、利用意向（それぞれ1つに○）

認知度では、「桃山／那賀／レイモンド子育て支援センター」と「赤ちゃん広場／子育て教室」で、「はい（知っている）」が8割近くとなり、「保育所や保育園の園庭等の開放」と「ファミリー・サポート・センター（そらまめサポート）」はともに、「はい」が6割台となっています。

利用度では、「桃山／那賀／レイモンド子育て支援センター」と「赤ちゃん広場／子育て教室」で、「はい（これまでに利用したことがある）」が5割前後となっています。

利用意向では、「桃山／那賀／レイモンド子育て支援センター」、「赤ちゃん広場／子育て教室」と「保育所や保育園の園庭等の開放」で、「はい（今後利用したい）」が4割前後となっています。



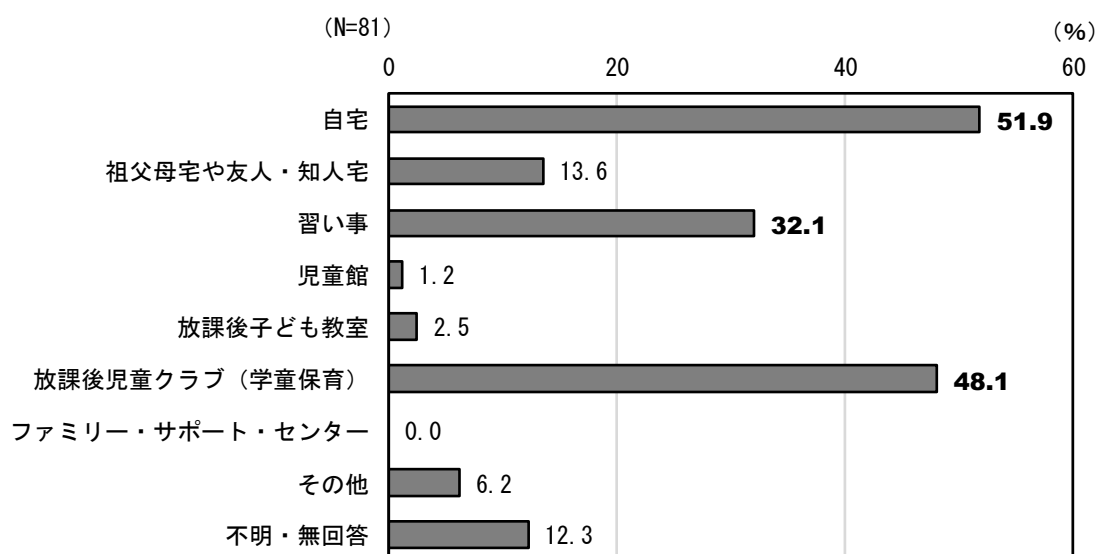
（６）放課後の過ごし方について

①子どもが小学校に上がったら、放課後をどこで過ごさせたいか。（就学前） （それぞれ１つに○）

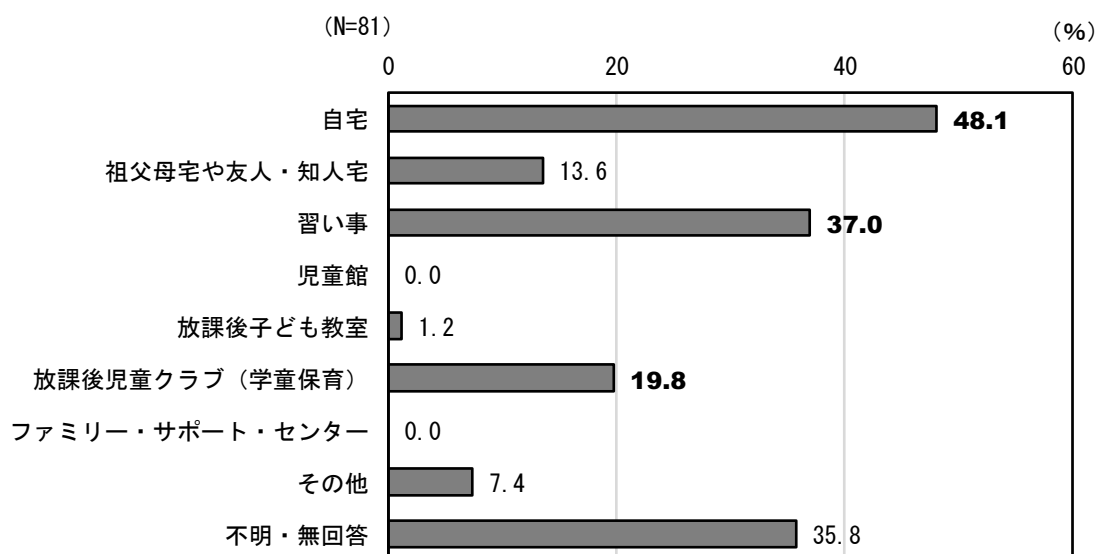
低学年（１～３年生）の間では、「自宅」が 51.9%と最も多く、次いで「放課後児童クラブ（学童保育）」が 48.1%、「習い事」が 32.1%となっています。

高学年（４～６年生）の間では、「自宅」が 48.1%と最も多く、次いで「習い事」が 37.0%、「放課後児童クラブ」が 19.8%となっています。

【低学年（１～３年生）の間】



【高学年（４～６年生）の間】



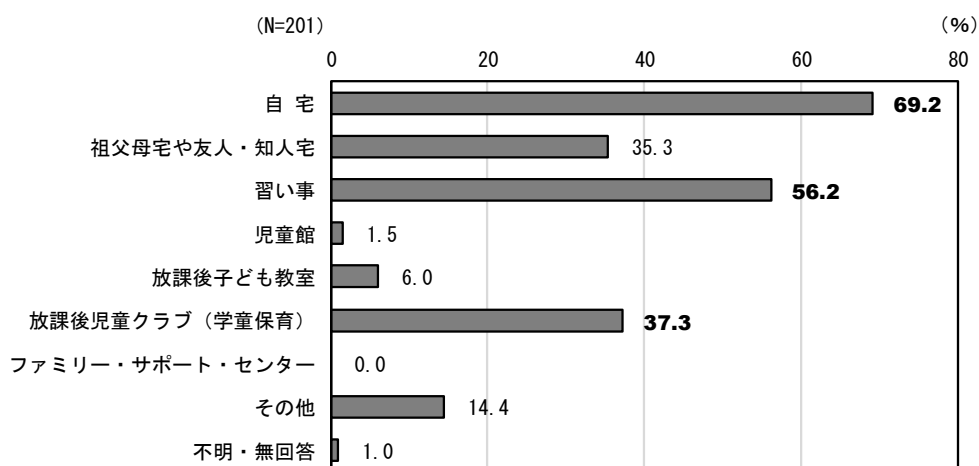
②子どもに放課後をどこで過ごさせたいか。(小学生)

(それぞれ1つに○)

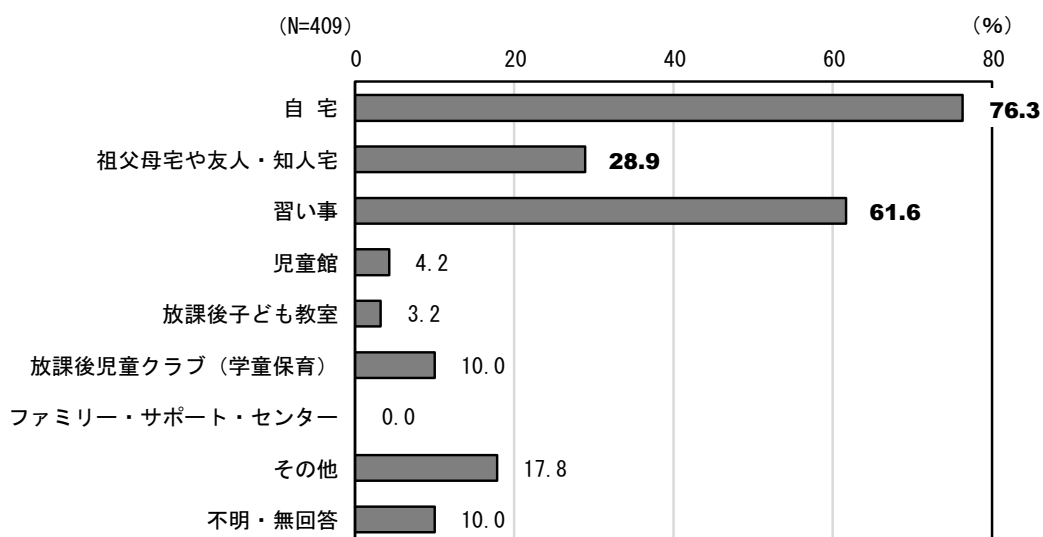
低学年(1～3年生)の間では、「自宅」が69.2%と最も多く、次いで「習い事」が56.2%、「放課後児童クラブ」が37.3%となっています。

高学年(4～6年生)の間では、「自宅」が76.3%と最も多く、次いで「習い事」が61.6%、「祖父母宅や友人・知人宅」が28.9%となっています。

【低学年(1～3年生)の間】



【高学年(4～6年生)の間】

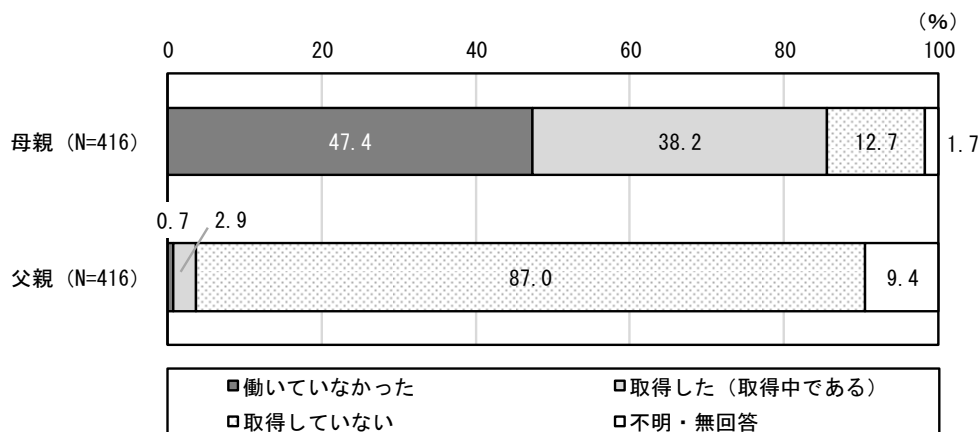


(7) 職場の両立支援制度について

①子どもが生まれた時の育児休業取得の有無。(それぞれ1つに○)(就学前)

母親では、「働いていなかった」が47.4%と最も多く、次いで「取得した(取得中である)」が38.2%、「取得していない」が12.7%となっています。

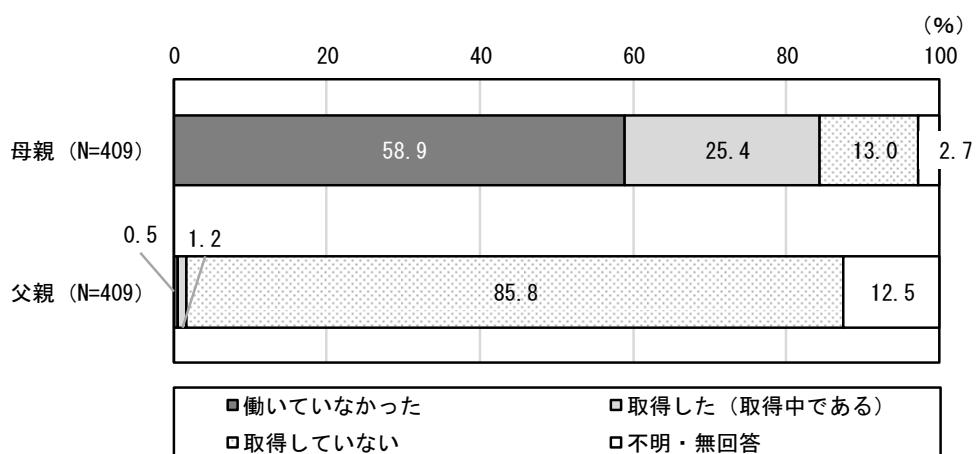
父親では、「取得していない」が87.0%と最も多く、次いで「取得した(取得中である)」が2.9%、「働いていなかった」が0.7%となっています。



②子どもが生まれた時の育児休業取得の有無。(それぞれ1つに○)(小学生)

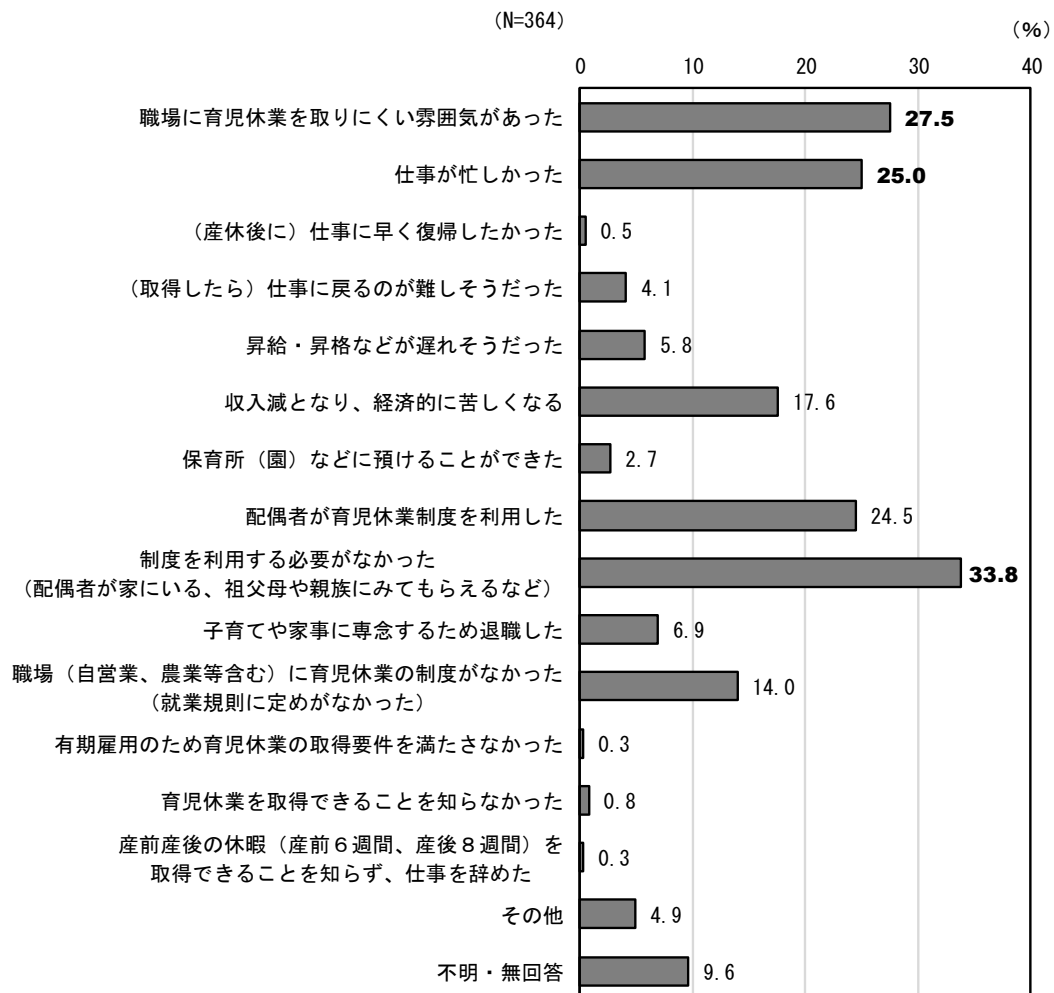
母親では、「働いていなかった」が58.9%と最も多く、次いで「取得した(取得中である)」が25.4%、「取得していない」が13.0%となっています。

父親では、「取得していない」が85.8%と最も多く、次いで「取得した(取得中である)」が1.2%、「働いていなかった」が0.5%となっています。



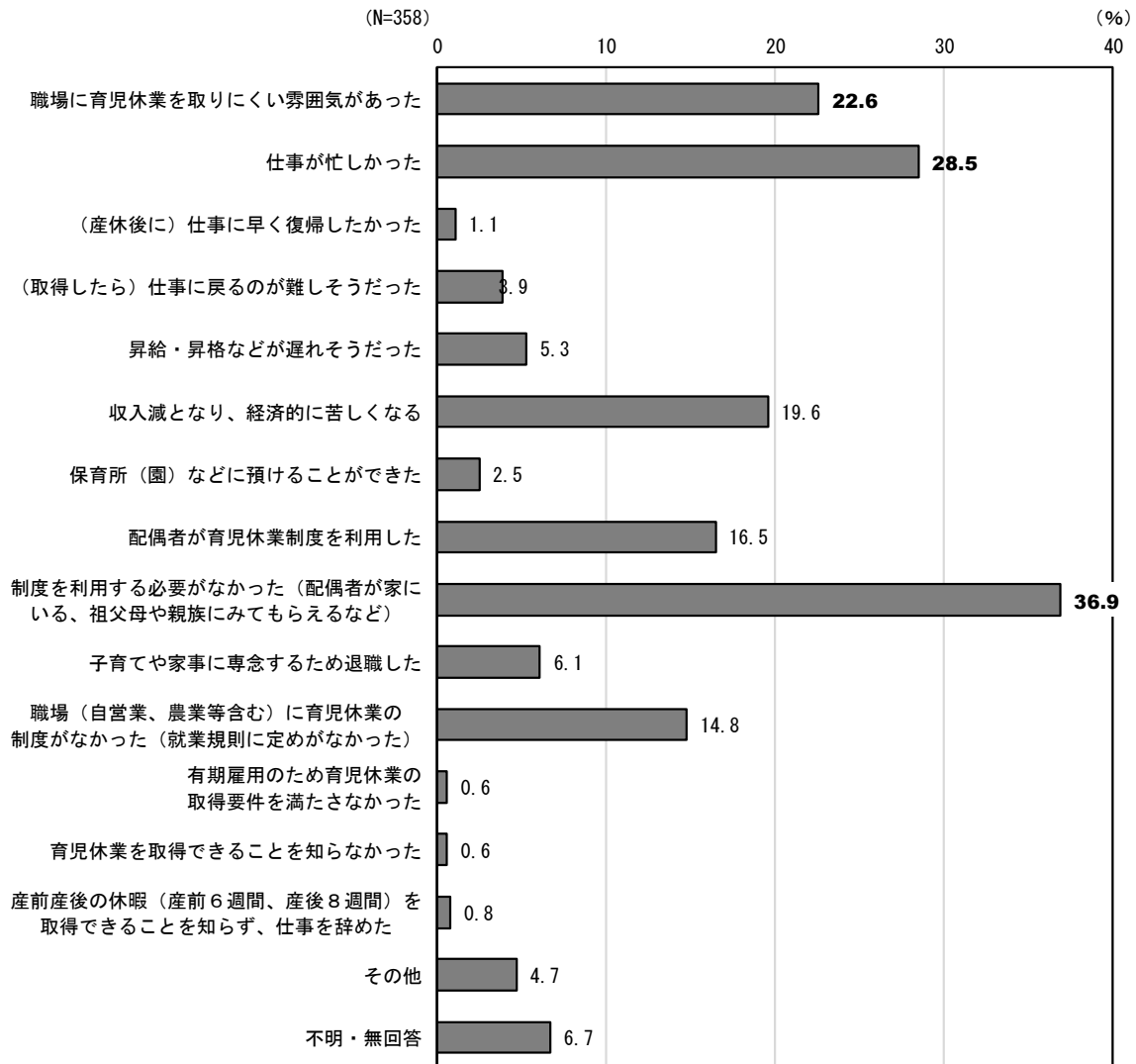
③育児休業を取得しなかった理由。(〇はいくつでも)(就学前)

育児休業を「取得しなかった」と答えた人の理由としては、「制度を利用する必要がなかった」が33.8%と最も多く、次いで「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」が27.5%、「仕事が忙しかった」が25.0%となっています。



④育児休業を取得しなかった理由。(〇はいくつでも)(小学生)

育児休業を「取得しなかった」と答えた人の理由としては、「制度を利用する必要がなかった(配偶者が家にいる、祖父母や親族にみてもらえるなど)」が36.9%と最も多く、次いで「仕事が忙しかった」が28.5%、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」が22.6%となっています。



10 前計画期間の進捗状況

前計画においては、2015（平成 27）年度から 5 年間の事業見込量を算出し、提供量の確保に努めてきました。前計画策定時の見込み量と実績値、確保量は以下の通りです。

（数値の太字部分は、実績値が見込み値を上回っているもの）

■教育・保育事業 1号（3～5歳・教育のみ）

（人）

	2015 年度 （平成 27 年度）	2016 年度 （平成 28 年度）	2017 年度 （平成 29 年度）	2018 年度 （平成 30 年度）	2019 年度 （平成 31 年度）
見込み値（A）	168	169	163	156	152
入所実績（B）	158	162	158	182	161
確保量（C）	438	428	440	344	232
確保と見込みの差 （C）－（A）	270	259	277	188	80
確保と実績の差 （C）－（B）	280	266	282	175	71

資料／こども課
2019（平成 31）年度の入所実績は見込み値

※毎年度、確保量が実績値を上回っています。

■教育・保育事業 2号（3～5歳・保育の必要あり）

（人）

	2015 年度 （平成 27 年度）	2016 年度 （平成 28 年度）	2017 年度 （平成 29 年度）	2018 年度 （平成 30 年度）	2019 年度 （平成 31 年度）
見込み値（A）	1,366	1,373	1,325	1,274	1,240
入所実績（B）	1,302	1,304	1,205	1,162	1,104
確保量（C）	1,653	1,683	1,640	1,596	1,459
確保と見込みの差 （C）－（A）	287	310	315	322	219
確保と実績の差 （C）－（B）	351	379	435	440	355

資料／こども課
2019（平成 31）年度の入所実績は見込み値

※毎年度、確保量が実績値を上回っています。

■教育・保育事業 3号（0～2歳・保育の必要あり）

（人）

	2015 年度 （平成 27 年度）	2016 年度 （平成 28 年度）	2017 年度 （平成 29 年度）	2018 年度 （平成 30 年度）	2019 年度 （平成 31 年度）
見込み値（A）	540	527	516	502	490
入所実績（B）	551	576	599	588	508
確保量（C）	556	608	651	614	587
確保と見込みの差 （C）－（A）	16	81	135	112	97
確保と実績の差 （C）－（B）	5	32	52	26	79

資料／こども課
2019（平成 31）年度の入所実績は見込み値

※毎年度、確保量が実績値を上回っています。

■時間外保育事業

保育認定を受けた子どもについて、保育時間の延長に対する需要に対し、保育を行う事業です。

（人）

	2015 年度 （平成 27 年度）	2016 年度 （平成 28 年度）	2017 年度 （平成 29 年度）	2018 年度 （平成 30 年度）	2019 年度 （平成 31 年度）
見込み値	789	781	758	732	713
実績値	623	590	635	746	－

資料／こども課

※実績値には増減がみられますが、全体としては増加傾向にあります。女性活躍の推進に合わせ、ニーズがさらに高まることも考えられます。

■放課後児童健全育成事業

保護者が就労等のため、昼間家庭にいない小学生の児童に対し、放課後等に適切な遊びと生活の場を提供し、放課後児童の健全育成を図る事業です。

(人)

		2015 年度 (平成 27 年度)	2016 年度 (平成 28 年度)	2017 年度 (平成 29 年度)	2018 年度 (平成 30 年度)	2019 年度 (平成 31 年度)
低学年	見込み値	375	375	375	375	375
	実績値	381	390	405	424	－
高学年	見込み値	85	85	85	85	85
	実績値	66	76	65	76	－

資料／こども課（月平均の月極利用者数）

※低学年では実績値が年々増加傾向にあります。また毎年、実績値が見込み値を上回っています。高学年では実績値に変動があるものの、毎年、見込み値を下回っています。女性活躍の推進に合わせ、いずれもさらにニーズが高まることも考えられます。

■子育て短期支援事業

保護者が病気や仕事等の社会的理由により、一時的に児童の養育ができないときに、児童養護施設等において一定期間（7日間程度）預かり、保護者に代わって一時的に児童の養育を行う事業です。

(人日)

	2015 年度 (平成 27 年度)	2016 年度 (平成 28 年度)	2017 年度 (平成 29 年度)	2018 年度 (平成 30 年度)	2019 年度 (平成 31 年度)
見込み値	50	50	50	50	50
実績値	0	15	5	37	－

資料／こども課

※実績値には変動があります。利用者の数が少なくても、利用日数によってはニーズが急に高まることも考えられます。

■地域子育て支援拠点事業

地域全体で子育てを支援する基盤の形成を図るため、子育て家庭の支援活動の企画・調整・実施を担当する職員を配置し、子育て家庭等に対する育児不安等についての相談支援、子育てサークル等への支援などを実施する事業です。

(人回)

	2015 年度 (平成 27 年度)	2016 年度 (平成 28 年度)	2017 年度 (平成 29 年度)	2018 年度 (平成 30 年度)	2019 年度 (平成 31 年度)
見込み値	10,111	9,841	9,607	9,337	9,113
実績値	11,595	12,124	11,293	12,077	-

資料／こども課

※実績値が見込量を上回る状況が続いています。

■一時預かり事業

保護者の冠婚葬祭や病気、急な仕事が入った等の緊急的保育サービスとして、一時的に児童を保育所や、その他の場所（ファミリー・サポート・センター等）で保育する事業です。幼稚園において、在園児を主な対象として実施する場合があります。

(人回)

		2015 年度 (平成 27 年度)	2016 年度 (平成 28 年度)	2017 年度 (平成 29 年度)	2018 年度 (平成 30 年度)	2019 年度 (平成 31 年度)
幼稚園 以外	見込み値	100	100	100	100	100
	実績値	112	209	139	248	-
幼稚園	見込み値	8,600	8,640	8,335	8,007	7,788
	実績値	6,460	6,275	4,120	4,762	-

資料／こども課

※幼稚園以外では、実績値が見込み値を上回る状況が続いています。また保護者自身にもニーズが予測できない場合があり、十分な量の確保が重要です。

※幼稚園では、実績値が減少傾向となっています。

■病児保育事業

発熱等の急な病気や、病気からの回復期などで、集団保育が困難な児童を一時的に指定施設等において保育を行う事業です。

(人日)

	2015 年度 (平成 27 年度)	2016 年度 (平成 28 年度)	2017 年度 (平成 29 年度)	2018 年度 (平成 30 年度)	2019 年度 (平成 31 年度)
見込み値	20	20	20	20	20
実績値	1	6	1	1	-

資料／こども課

※実績値は見込み値を下回っていますが、急なニーズの発生に備えることが重要です。

■ファミリー・サポート・センター事業

保育等の援助を受けたい人（依頼会員）と、手助けができる人（援助会員）を会員登録し、依頼会員からの依頼に応じて援助会員を紹介し、保育所への送迎、一時的な預かり等、育児について助け合いを行う事業です。

(人日)

	2015 年度 (平成 27 年度)	2016 年度 (平成 28 年度)	2017 年度 (平成 29 年度)	2018 年度 (平成 30 年度)	2019 年度 (平成 31 年度)
見込み値	117	166	235	333	471
実績値	585	494	420	627	-

資料／こども課

※実績値は減少傾向にありましたが、2018 年度には増加に転じています。また毎年、見込み値を上回る状況が続いています。

※保育の無償化が実施されれば、ニーズが高まることも考えられます。

■妊産婦健康診査事業

妊産婦の健康の保持及び増進を図るため、健康診査や指導を実施するとともに、妊娠期間中及び産後に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

(人)

	2015 年度 (平成 27 年度)	2016 年度 (平成 28 年度)	2017 年度 (平成 29 年度)	2018 年度 (平成 30 年度)	2019 年度 (平成 31 年度)
見込み値	406	397	386	377	366
実績値	390	375	359	333	-

資料／こども課

※実績値は減少傾向にあります。検査結果から支援を要する妊産婦は増加するものと考えられます。

■乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境を把握して、必要時は適切なサービス提供につなげ、乳児の健全な育成環境の確保を図る事業です。

(人)

	2015 年度 (平成 27 年度)	2016 年度 (平成 28 年度)	2017 年度 (平成 29 年度)	2018 年度 (平成 30 年度)	2019 年度 (平成 31 年度)
見込み値	406	397	386	377	366
実績値	405	329	325	323	-

資料／こども課

※実績値は減少傾向にあります。妊産婦健診の結果から支援を要する妊産婦は増加するものと考えられます。

■養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する相談・指導・助言その他、必要な支援を行う事業です。

(人)

	2015 年度 (平成 27 年度)	2016 年度 (平成 28 年度)	2017 年度 (平成 29 年度)	2018 年度 (平成 30 年度)	2019 年度 (平成 31 年度)
見込み値	50	60	60	70	70
実績値	0	20	53	38	-

資料／こども課

※実績値は増加傾向にありましたが、2018（平成 30）年度には減少に転じています。対象年齢の人口は減少傾向ですが、核家族化などを背景に、今後ニーズが増加することと考えられます。

■利用者支援事業

子ども及びその保護者等、または妊娠している方がその選択に基づき、教育・保育・保健・その他の子育て支援を円滑に利用できるような必要な支援を行う事業です。

(か所)

	2015 年度 (平成 27 年度)	2016 年度 (平成 28 年度)	2017 年度 (平成 29 年度)	2018 年度 (平成 30 年度)	2019 年度 (平成 31 年度)
見込み値	1	1	1	1	1
実績値	0	0	0	1	-

資料／こども課

※平成 30 年 7 月に事業を開始しました。

11 課題のまとめ

本市の子どもと子育て家庭を取り巻く環境や、ニーズ調査の結果、関係団体へのヒアリング、前計画の評価・検証などを踏まえ、前計画期間中の成果と本計画策定における課題を、前計画の基本目標に即して明らかにします。

- A：主に本市のおかれた社会環境に基づくもの
B：主にニーズ調査の結果に基づくもの
C：主に関係団体ヒアリングに基づくもの
D：主に前計画の評価・検証に基づくもの

（１）親子の健やかな成長を支える保健・医療体制づくりに関して

【課題】

- 従来から実施している新生児・乳幼児訪問だけではなく、継続的に支援が必要な人に対する、産前産後サポートの充実。（D）
- 朝食をとらない子どもが全国的に増えているなどの状況を踏まえ、食育の一層の推進。（A、D）
- 相談を必要とする児童生徒や保護者の増加を踏まえ、スクールカウンセラーなどによる相談支援の充実。（D）

（２）子どもの心身の健やかな成長を支える教育環境の整備に関して

【課題】

- 新学習要領の全面実施が円滑に行われるよう、教員への周知徹底と外国語教育の充実。（A、D）
- 児童生徒の問題行動の複雑化を踏まえ、スクールソーシャルワーカーとの連携による、児童生徒の問題解決へ向けた一層の支援。（A、D）
- 地域住民の学校運営への参画を進めるため、学校運営協議会制度による地域と学校との連携の推進（A、D）

(3) 家庭における子育て支援の充実に関して

【課題】

- ニーズが高い0歳・1歳児保育の量の確保。(B)
- 女性の活躍推進やワーク・ライフ・バランスの推進に向けた女性の就職・再就職・起業等の支援と、待遇の改善。(B)
- 幼児教育・保育の無償化を踏まえた、サービス量や必要な人材の確保。(A、C)
- 男女共同参画推進も踏まえた、男性向け料理・家事・子育て教室の充実。(B、D)
- ワーク・ライフ・バランスの推進が不十分な現状を踏まえ、企業等への働きかけの推進。(B、D)
- 育児や教育に対する意識や知識が不十分な保護者がいる現状を踏まえ、保護者に対する情報やノウハウの提供。(C)
- 正しい生活習慣が身に付いていない子どもがみられることから、保護者への働きかけの充実。(C)
- ニーズが増加傾向にある放課後児童クラブの量と質の向上。(B、C)

(4) 子育て家庭にやさしい生活環境の整備に関して

【課題】

- 保育所などの老朽化を指摘する声が多いことから、老朽化した市の教育・保育施設の改善や、民間の老朽化施設の改善に対する支援。(B、C)
- 保育士の確保が困難との声が多いことから、保育の質の向上に向けた保育士の確保と労働環境の改善。(C)
- 多くの要望が寄せられていることを踏まえ、子どもやその家族が安心して遊べる公園等の整備。(B)
- 多くの要望が寄せられていることを踏まえ、子育て家庭にも配慮した公共施設・道路等のバリアフリー化の一層の推進。(A、B)
- 全国的に子どもが巻き込まれる事故が発生していることから、交通安全施設の整備や交通安全対策の一層の推進。(A、B)

(5) 地域における子育て支援の充実に関して

【課題】

- ファミリー・サポート・センターなどの人材不足を指摘する声があることから、子育て支援に関わる市民の自主的な取組に対する一層の支援。(C)
- 放課後子ども教室の指導員等の不足を指摘する声が多かったことから、地域で子どもを育てる活動に参加する人材の確保。(D)

(6) 支援を必要とする子どもや家庭への支援の充実に関して

【課題】

- 全国的に貧富の格差が拡大していることや、本市においてひとり親家庭の割合が増えていることなどを踏まえ、経済的な課題を抱えた家庭に対する支援の充実。(A)
- 児童虐待などに関する相談が増えていることを踏まえ、要保護・要支援児童等に対する支援の一層の充実と、支える人材の確保・育成(C、D)
- 障がいなどを理由に支援を必要とする子どもが増えている現状を踏まえ、障がいのある児童のための保育サービスの充実と保育士の確保、特別支援教育の一層の充実。(A、C、D)
- 発達相談の相談者数が増えているなどの現状を踏まえ、支援を必要とする子どもや家庭に向けた支援体制の充実。(D)

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

前計画においては、①次代を担う社会の宝である子どもたちの権利と利益が最大限尊重され、子どもたちが健やかに育つことが市民すべての願いであること、②子育ての主体は家庭であることを前提としながらも、地域全体で子どもや子育てをあたたく見守り支えることが大切であること——この2点を基本的な認識とし、「みんなが元気、みんなが笑顔、地域で支える子育て支援」を基本理念に掲げて子育て支援に関する様々な施策に取り組んできました。

本計画においても、前計画との連続性、整合性を維持するため、この基本理念を継承します。本理念のもと、本市の現状や社会動向等を踏まえ、前計画の施策を見直すとともに、新たに取り組むべき施策を策定して理念の具体化と実現を目指します。

基本理念

みんなが元気、みんなが笑顔、
地域で支える子育て支援

2 基本的な視点

計画推進に当たっての基本的な視点についても、前計画との連続性、整合性を図るため、前計画を継承し、以下のとおり定めます。

（１）子どもの権利を最大限尊重します。

子どもたちが国籍や出生、性別や性のあり方、障がいの有無や家庭環境等により差別されたり不利益を被ることなく、一人ひとりの人権が尊重され、それぞれの個性と能力が活かされるよう、すべての住民が子どもの権利を最大限尊重する地域社会の形成を目指した施策の展開を図ります。

（２）すべての子育て家庭が安心できる子育て支援策を推進します。

基本理念を具現化するためには、すべての保護者が家族や子育て仲間、地域住民に支えられ、子どもを生み育てることに喜びや楽しさを実感できることが重要です。

すべての家庭において、心にゆとりをもって、安心して出産・子育てができ、子育て・子育てに伴う喜びを実感できるような施策の展開を図ります。

（３）地域で子育てをあたたく見守ります。

保護者が不安や悩みを抱えながら、子育ての責任と不安を背負い込み、孤立した中で子育てをすることがないよう、行政と地域が連携して子どもの育ちを支えていくことが重要です。

「子育て」「親育ち」「子育て」を地域が支えるという視点のもと、地域での主体的な助け合い・支え合いが生まれるような施策の展開を図ります。

3 基本目標

本計画の推進に当たっては、前計画を継承して基本目標を以下の6つに定め、各基本目標の達成に必要な施策を体系化して推進していきます。

基本目標

1

子どもと保護者の健やかな成長を支える保健・医療体制づくり
すべての子どもが健やかに成長でき、保護者が安心して子どもを育てることができるよう、母子の健康保持・増進、病気の予防や早期発見への取組に加え、緊急時や必要時に適切な医療を受けることができる小児医療体制の充実など、妊娠期からの継続的な支援を推進します。

基本目標

2

子どもの心身の健やかな成長を支える教育環境の整備

子どもたちが成長とともに豊かな心と身体を育んでいくために、保健・教育等の様々な分野が連携し、発達段階に応じた学習機会や体験学習・情報提供を行うことにより、総合的な「生きる力」を育成するための教育環境の整備を推進します。

基本目標

3

家庭における子育て支援の充実

保護者のワーク・ライフ・バランスの推進のため、子育てをしながら働きやすい労働環境の整備や就労形態の多様化に対応した保育サービスの充実を図ります。

さらに、すべての家庭において、子どもや保護者の孤立化を防ぐとともに、経済的な支援を充実し、安心して子育てができる環境の整備を推進します。

基本目標

4

子育て家庭にやさしい生活環境の整備

社会環境や道路交通環境の変化によって、子どもが身近で自由に遊ぶことのできる場が少なくなっています。また、子どもに関する社会的事件が全国的に発生していることから、子どもが安心して外出し、生活できる環境づくりを推進します。

基本目標

5

地域における子育て支援の充実

保護者・家庭・地域の人々が、互いに助け合いながら子育てをする気持ちを大切にし、子育て中の家庭を地域ぐるみで応援する意識を高めるために、世代を超えたふれあいや地域における体験学習・活動を推進します。また、地域において子育てを支援する主体的な取組ができるよう、子育て支援活動のネットワーク形成に努めます。

基本目標

6

支援を必要とする子どもや家庭への支援の充実

虐待を受けている児童や障がいのある児童、ひとり親家庭、貧困家庭^⑥など、権利侵害を受けている、または権利侵害を受けやすい子どもとその家庭を支援するための地域ぐるみの活動や、不登校・引きこもり等で学校へ行くことのできない子どもに対する支援を推進します。

4 施策の体系

基本理念、基本目標に基づき、本計画の施策を以下の通り体系化します。

基本目標 1 子どもと保護者の健やかな成長を支える保健・医療体制づくり	
(1)母子保健・医療体制の充実	①安心・安全な妊娠と出産への支援 ②母子の健康保持・増進 ③小児医療の充実
(2)子どもの健康な心とからだづくりの推進	①食育の推進 ②子どもの体力づくりの充実 ③思春期保健対策の推進
基本目標 2 子どもの心身の健やかな成長を支える教育環境の整備	
(1)子どもの生きる力を養う教育の充実	①確かな学力の向上 ②豊かな心を養う教育の充実
(2)信頼される学校づくりの推進	①いじめ・不登校等への対応 ②開かれた学校づくりの推進
基本目標 3 家庭における子育て支援の充実	
(1)仕事と家庭の調和に向けた支援の充実	①男女共同参画による子育ての推進 ②仕事と子育ての両立ができる就労環境の整備 ③多様なニーズに対応できる保育サービスの充実
(2)子育て相談・情報提供体制の整備と仲間づくりの推進	
(3)子育て家庭への経済的支援	
基本目標 4 子育て家庭にやさしい生活環境の整備	
(1)安全・安心で魅力ある生活環境の整備	①魅力ある遊び場づくりの推進 ②居住環境の整備
(2)子どもの安全対策と有害環境への対応	①子どもの交通安全を確保するための施策の推進 ②子どもを犯罪等から守るための活動の推進 ③有害環境対策の推進
基本目標 5 地域における子育て支援の充実	
(1)子育て支援ネットワークづくり	①子育て支援ネットワークの形成 ②子育て支援活動を行う人材・団体の育成支援
(2)地域における児童健全育成の取組の推進	①地域における居場所づくり ②地域資源を活用した取組の推進
基本目標 6 支援を必要とする子どもや家庭への支援の充実	
(1)児童虐待対策の充実	
(2)ひとり親家庭や生活困窮家庭への支援の充実	
(3)発達の違いや障がいのある子どもへの支援の充実	

第4章 子ども・子育て支援事業

基本目標 1 子どもと保護者の健やかな成長を支える保健・医療体制づくり

(1) 母子保健・医療体制の充実

女性の妊娠・出産期から、産後の母子への健康サポートや精神的なケアなど、切れ目のない支援によって母子ともに、安心して健やかに過ごせる体制の整備に努めます。

また、産後の長期にわたる支援が必要な人には、専門的な知識を有する者が継続的に訪問するなど、支援体制の強化に努めます。

①安心・安全な妊娠と出産への支援

施策番号	事業名	事業内容	担当課
1	母子健康手帳の交付、支援プランの作成	○ 妊産婦及び乳幼児の健康管理を進めるため、妊娠届出時に面談を実施し、支援プランの作成をするとともに、母子健康手帳を交付します。	こども課
2	はぐくみサロン（妊産婦教室）	○ 妊娠・出産・育児に関する知識の普及を行うとともに、育児等に関する不安等を解消できるような取組を実施します。	こども課
3	妊産婦健康診査	○ 妊産婦の健康管理のため、妊婦健康診査24枚、妊婦歯科健診1枚、産婦健康診査2枚の受診票を交付して母子の健康増進を図ります。	こども課
4	産後ケア事業	○ 産後の育児等に不安があったり、家族のサポートを得られにくい状況である場合に、医療機関等で育児に関する支援や相談を受けることにより、育児不安等の緩和を図ります。	こども課
5	新生児・乳幼児訪問（乳児家庭全戸訪問事業）	○ 生後2か月頃に全数家庭訪問を行い、子どもの発達を確認するとともに子育て不安の解消を図り、保護者が子育てに意欲的に取り組めるようにします。 ○ 子育て環境を把握するとともに、知識の普及と母子の健康増進を図ります。	こども課
6	産前産後サポート事業による継続訪問支援	○ 新生児・乳幼児訪問に加え、支援を要する母子には継続的に助産師の訪問を実施し、母子の健康増進を図ります。	こども課

施策番号	事業名	事業内容	担当課
7	助産の実施	○ 所管区域内における妊産婦が、保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により入院助産を受けることができない場合において、その妊産婦から申し込みがあったときに、その妊産婦に対し助産施設において助産を行います。	こども課
8	不妊治療費助成事業の推進	○ 不妊治療費の負担軽減を図るため、助成制度を実施します。	こども課

② 母子の健康保持・増進

施策番号	事業名	事業内容	担当課
9	乳幼児健康診査	○ 発達過程の問題を早期発見し、健やかな子育てへの支援を行います。	こども課
10	乳幼児精密健康診査	○ 乳幼児健診の結果、身体発育・精神発育において一層精密な健診と適切な治療・療育指導が必要な場合、専門の医療機関で精密検査を受けることができるようにします。	こども課
11	ブラッシング指導	○ 乳幼児期からのう歯予防の重要性について、保護者へ知識の普及を図ります。また、1歳児健康相談及び2歳6か月健康相談時に雇い上げ歯科衛生士による、年齢に応じたブラッシング方法の実施指導を実施します。	こども課
12	要観察児訪問指導	○ 乳幼児健診、健康相談等において要経過観察となった児童に対して、訪問による発達確認や育児指導を実施します。	こども課
13	乳幼児健康相談	○ 発達過程における問題を早期に発見し、健やかな子育てへの支援を行います。	こども課
14	絵本の読み聞かせ	○ こころ豊かな子どもたちを地域全体で育むために、関係者がまず絵本について学び、地域において絵本の読み聞かせを推進します。	こども課
15	発達相談	○ 乳幼児健診、健康相談等において経過観察が必要と認められた幼児を対象に、発達相談員による発達相談を実施します。	こども課
16	親子教室	○ 乳幼児健診、健康相談において経過観察が必要と認められた幼児と保護者を対象に、保育士による親子教室を実施します。	こども課
17	電話相談	○ 保健師が電話により、育児に関することや子どもの発達・発育に関することなど、子育ての悩みや不安に対応します。	こども課

施策番号	事業名	事業内容	担当課
18	子育て教室	○ 少子化、核家族化、地域のつながりの希薄化の中で、母親がひとりで育児を抱え込み、悩むことのないよう、保護者に対して育児についての知識の普及を図り、遊びを通して親子が交流し、仲間をつくり、楽しく子育てしていけるよう支援ため、子育て教室を実施します。	こども課
19	保育士、幼稚園教諭との連絡会議	○ ケース連絡を行うことで子どもの発達を支援する体制づくりを目的として、保育士、幼稚園教諭と保健師、発達相談員による連絡会議を随時開催します。	こども課

③小児医療の充実

施策番号	事業名	事業内容	担当課
20	子ども医療費助成	○ 中学校修了前（15 歳到達日以後の最初の3月31 日まで）の子どもに係る医療費の保険適用自己負担分を助成することにより、子どもの疾病の早期発見及び早期治療を促進するとともに、子育てに伴う保護者の経済的負担の軽減を図り、子どもの健全な育成及び安心して子どもを生み育てることができる環境づくりを推進します。	国保年金課
21	小児救急医療ネットワーク（すこやかキッズ）	○ 子どもたちの健やかな成長を支えるため、深夜帯を含めた夜間、休日の小児一般救急診療を行います。	健康推進課

（２）子どもの健康な心とからだづくりの推進

子どもたちが心身ともに健やかに育つよう、食育の一層の推進や子どもの体力増進、悩みごとのケアなどに努めます。

同時に保護者や地域住民に対しても、食や健康に関する正しい知識の普及に努めます。

①食育の推進

施策番号	事業名	事業内容	担当課
22	離乳食教室	○ 乳幼児期に必要な栄養について理解を深め、正しい食生活習慣を身につけることができるよう、離乳食について指導を実施します。	こども課
23	食育推進教室	○ 「いただきます～す！」と題した紙芝居を用いた講習会を実施します。	健康推進課

施策番号	事業名	事業内容	担当課
24	子どもの料理教室の実施	○ 子ども料理教室を通じて栄養バランス、生活習慣の改善などの保健教育（調理前の手洗い・道具や材料の準備から調理後の後片付けを含む）を充実します。	健康推進課
25	親子食育料理教室	○ 食事の時間はバランスのよい食べ方や食事のマナーなど、好ましい食習慣（食育）を身につけるよい機会と考え、地域の食生活改善推進員とともに、「食べ物の正しい知識習得や料理を作る楽しさ」が体験できる料理教室を開催します。	健康推進課
26	食に関する学習機会・情報提供	○ 妊娠期～老年期まで生涯を通じた「食」に関する健康づくりの学習機会と情報提供を行います。	健康推進課
27	幼児の食育講座	○ 子育て支援センターにおいて、0～2歳頃の子どもを持つ保護者に対して、食事等の悩み相談を実施します。	こども課
28	保育所における食育の推進	○ 食育だよりや給食の展示、三色の食品群に分けた献立表の配布など「食」に関する情報提供を行うことで、保護者の「食」に関する意識を高めます。 ○ 毎月（4月は除く）、バイキング給食を実施することで、園児自身の意思で健康や栄養・食品のバランスを考えて自ら食事を選ぶことのできる力を養います。	こども課
29	学校等における食育の推進	○ 「紀の川市食育推進計画」の趣旨に則り、地元の豊富な農作物と生産者の見える安心・安全な環境を活かし、児童生徒に対して「食」について考える機会や、様々な知識と自ら選択する能力を身につけるための学習指導に取り組みます。 ○ 地元食材を使った学校給食を「生きた教材」として活用するとともに、学校農園活動等の体験学習や教科とも関連させ、食に関する知識、食べ物の大切さ、自然のすばらしさ、命の大切さを学習します。 ○ 保護者（家庭）や地域に対して、「食」に対する意識を高めるよう情報発信に努めます。	教育総務課

②子どもの体力づくりの充実

施策番号	事業名	事業内容	担当課
30	学校体育活動の充実	○ 体育授業や陸上・水泳・マラソン大会などの各種体育行事や運動部の活動等により、児童生徒の体力の増強や健康の維持向上を図ります。	教育総務課
31	スポーツイベントの実施	○ 各年度のイベントの参加状況や住民の参加意向を把握し、市民のニーズに沿ったスポーツイベントを実施します。	生涯スポーツ課
32	スポーツ少年団の活動支援	○ 市内のスポーツ少年団の活動内容や場所の確保、団員の確保など、活動の支援を図ります。	生涯スポーツ課

③思春期保健対策の推進

施策番号	事業名	事業内容	担当課
33	教育相談事業 (スクールカウンセラー等相談員の配置)	○ 心の不安定からくる不登校、問題行動等を起こす児童生徒に対して相談や指導をするとともに、保護者に対し助言・支援することにより、その解決を図ります。	教育総務課

基本目標 2 子どもの心身の健やかな成長を支える教育環境の整備

(1) 子どもの生きる力を養う教育の充実

子どもの学力の向上や、英語教育・環境教育・情報教育など時代に応じた教育の充実、人権教育などを通じ、子どもたちが個性を伸ばし、生きる力を身に付けるような教育を推進します。

①確かな学力の向上

施策番号	事業名	事業内容	担当課
34	英語教育・外国語活動推進のための外国人講師派遣事業	○ 新学習指導要領の趣旨を踏まえ、小・中学校における英語教育を充実させるため、各学校へ外国人講師を派遣します。	教育総務課
35	学校教育内容の整備	○ 新学習指導要領の趣旨を踏まえ、個性を生かす教育、生きる力の育成に努めるとともに、指導体制の充実と基礎学力の定着を図ります。 ○ 思いやりや年配者を敬う心を育成し、豊かな人間性を育むため、人権教育や福祉教育の充実を図ります。また、幅広い視野を持った次世代の人材育成を図るため、環境教育、情報教育（プログラミング教育）、外国語教育について積極的に対応していくなど、学校教育内容の充実を図ります。	教育総務課

②豊かな心を養う教育の充実

施策番号	事業名	事業内容	担当課
36	学校における人権教育の推進	○ 人権が尊重される環境づくりに努め、一人ひとりを大切にした教育を推進するとともに、人権尊重の精神を生活に生かせるよう教職員の共通理解のもと、発達段階に応じ教育活動全体を通じた計画的な指導に努めます。	教育総務課
37	人権教育の推進	○ 市民一人ひとりが各種の学習機会を通して人権について正しく理解し、自らの生き方に関わる問題として受け止め、人権尊重の精神を日常の生活に実現していくことができるよう、学習機会の充実や、学習情報の提供を行います。	生涯学習課

施策番号	事業名	事業内容	担当課
38	研究指定校補助金事業（研究指定補助事業・瞳きらめく学校推進事業）	○ 国・県・市・その他の教育機関等の指定を受け、研究事業を実施する学校に対し、研究内容の充実・進展を図り、研究発表や研究報告作成を充実させるための「研究指定補助事業」を実施します。 ○ 紀の川市教育委員会と研究校の連携・協力のもと、各種学力調査の結果や研究校の実態に基づき、その課題解決、児童生徒の学力向上、教育の質の向上を図るため、「瞳きらめく学校推進事業」（研究事業）を実施します。 ○ 以上、2事業の指定校に対し、補助金を支給します。	教育総務課
39	教職員研修	○ 市内小・中学校に勤務する全教職員を対象に、講演会等の研修会を行います。	教育総務課

（２）信頼される学校づくりの推進

不登校やいじめなどの解消に努めるとともに、地域に開かれた学校づくりを推進し、学校に対する市民の信頼が一層高まるよう努めます。

①いじめ・不登校等への対応

施策番号	事業名	事業内容	担当課
40	適応指導教室	○ 不登校の児童生徒に対して、学校復帰や社会的自立を支援します。	教育総務課
41	いじめ・不登校防止対策の実施	○ いじめや不登校をなくすため、学校における広報・啓発活動の充実に努めます。	教育総務課
42	スクールソーシャルワーカー活用事業	○ いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待などの児童生徒が抱える問題に対して、社会福祉等の専門的な知識や技術をもったスクールソーシャルワーカーが、児童生徒の置かれた様々な環境へ働きかけ、関係機関等とのネットワークを活用して、支援を行います。	教育総務課
33 再掲	教育相談事業（スクールカウンセラー等相談員の配置）	○ 心の不安定からくる不登校、問題行動等を起こす児童生徒に対して相談や指導をするとともに、保護者に対し助言・支援することにより、その解決を図ります。	教育総務課

②開かれた学校づくりの推進

施策番号	事業名	事業内容	担当課
43	コミュニティ・スクールの整備	○ 地域とともにある学校を一層推進していくため、すべての学校に学校運営協議会を設置して、保護者や地域住民が当事者意識を持って主体的に学校運営に参画する仕組み（コミュニティ・スクール）の整備に努めます。	教育総務課
44	学校開放の推進	○ 地域住民と学校との連携を密にしていくため、授業参観や学校行事などを通じて、積極的に学校開放を推進します。 ○ 学校施設の地域への開放について、社会情勢や地域住民からの要望をもとに検討します。	教育総務課

基本目標 3 家庭における子育て支援の充実

(1) 仕事と家庭の調和の実現に向けた支援の充実

保護者が働きながらも子育てにしっかりと取り組めるよう、仕事と家庭の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進に努めます。また、保育サービスの充実により、安心して子育てができる環境づくりに努めます。

①男女共同参画による子育ての推進

施策番号	事業名	事業内容	担当課
45	男女共同参画推進事業	○ 「第2次紀の川市男女共同参画推進プラン」に基づき、性別に関わりなく、一人ひとりが互いの人権や個性、能力を尊重し合い、家庭、地域、職場、学校などでいきいきと暮らせるまちづくりを推進します。	人権施策推進課
46	男性向け家庭生活講座の開催	○ 男性の家事や育児への参加を促進するため、男性料理教室等の家庭生活講座の開催を推進します。	生涯学習課

②仕事と子育ての両立ができる就労環境の整備

施策番号	事業名	事業内容	担当課
47	育児休業制度の啓発	○ 事業主に対し、「労働基準法」の遵守や労働時間の短縮、育児休業制度などについて、啓発に努めます。	商工労働課
48	ワーク・ライフ・バランスの推進	○ 安心して子育てと仕事が両立できる雇用環境を整えるため、事業主に次世代育成支援対策推進法に基づいた、一般事業主行動計画の策定を促します。	商工労働課

③多様なニーズに対応できる保育サービスの充実

施策番号	事業名	事業内容	担当課
49	通常保育事業	○ 「児童福祉法」第24条の規定に基づき、保護者の労働又は疾病その他条例に定める事由により0歳から就学前の児童が保育が必要な場合において、保護者からの申込みにより保育所で保育を行います。	こども課
50	乳児保育事業	○ 保育所等において乳児の受け入れ体制を整え、保育が必要な0歳の児童の受け入れを行います。	こども課
51	延長保育事業	○ 保護者の多様な就労形態に対応するため、保育所の開所時間を延長して保育を実施します。	こども課

施策番号	事業名	事業内容	担当課
52	ショートステイ事業	○ 保護者が疾病や仕事等の社会的な事由等によって、家庭における児童の養育が困難となった場合、児童養護施設等で短期間児童を預かります。	こども課
53	トワイライトステイ事業	○ 疾病や仕事等の社会的な事由等によって保護者が夜間や休日における児童の養育が困難な場合に、児童養護施設において一時的に児童を預かります。	こども課
54	病児保育事業	○ 児童が保育中に体調不良となった場合に、安心かつ安全な体制を確保して保育所での緊急的な対応を行います。	こども課
55	一時預かり事業	○ 勤務形態の多様化に対応する一時的な保育や、専業主婦家庭等の育児疲れ解消、緊急時の保育等により緊急・一時的に保育が必要となる児童に対して保育を実施します。	こども課
56	障害児保育事業	○ 保育が必要な障がいのある児童について、保育所での集団保育が可能である限り、保護者の希望に応じて受入れを行います。	こども課
57	保育所の広域利用	○ 保育が必要な児童が他市町村の保育所に入所することが必要な場合に備え、関係市町村との間で十分に連絡調整を図り、広域入所の体制整備に努めます。	こども課
58	ファミリー・サポート・センター事業	○ 育児の援助を受けたい人で行いたい人のネットワークをつくるとともに、地域で助け合う組織を広域で設立し、その利用者を募ります。	こども課
59	放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	○ 保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図ります。	こども課
60	私立保育園運営補助事業	○ 私立保育園における運営の円滑化及び保育内容の向上を図るため、運営費補助を行います。	こども課
61	私立保育園の適正な定員管理	○ 私立保育園における適正な定員管理を行います。	こども課
62	保育所施設整備	○ 老朽化した公立保育所の整備・改修等を行い、児童の安全性の確保、処遇の向上を図ります。	こども課

(2) 子育て相談・情報提供体制の整備と仲間づくりの推進

少子化が進む中、子育て世帯が孤立したり悩みを抱え込んだりすることがないように、相談体制の充実を図るとともに、地域全体で子育てをサポートする体制の充実に努めます。

施策番号	事業名	事業内容	担当課
63	子育て支援拠点事業	○ 子育て世代包括支援センター「はぐくみサポート紀の川」と連携し、子育て家庭等に対する育児不安等についての相談指導、子育てサークル等への支援、地域の保育資源の情報提供等、地域の子育て家庭に対する育児支援を行います。 ○ 子育て支援関係機関の情報交換を行い、ネットワークづくりも行います。	こども課
64	子育て世代包括支援センター	○ 子育て世代包括支援センター「はぐくみサポート紀の川」において、助産師や保健師による妊娠期からの早期の相談支援を行い、必要に応じて関係機関と連携しながら妊娠、出産、子育ての支援を行います。	こども課
65	SNS※やゲームなどの適切な利用の仕方についての、保護者に対する啓発	○ 保護者がSNSや通信機器などを使ったゲーム等に過度に依存し、子育てを疎かにすることがないように、広報などを通じ、それらの機器やサービス等の危険性や適切な使用について、啓発活動を行います	こども課
13 再掲	乳幼児健康相談	○ 発達過程における問題を早期に発見し、健やかな子育てへの支援を行います。	こども課
15 再掲	発達相談	○ 乳幼児健診、健康相談等において経過観察が必要と認められた幼児を対象に、発達相談員による発達相談を実施します。	こども課
17 再掲	電話相談	○ 保健師が電話により、育児に関することや子どもの発達・発育に関することなど、子育ての悩みや不安に対応します。	こども課

※SNS : Social Networking Service の略。フェイスブックやLINEなど、通信を介して情報を発信したり、人と人がつながったりできるサービス。

(3) 子育て家庭への経済的支援

子育て世帯の経済的な負担の軽減を図るため、各種手当や給付事業などを実施し、安心して出産・子育てができる環境づくりに努めます。

施策番号	事業名	事業内容	担当課
66	児童手当 (子ども手当)	○ 家庭等における生活の安定及び次代の社会を担う児童の健やかな成長を支援するため、中学校卒業まで(15歳の誕生日後の最初の3月31日まで)の児童の養育者に対し、手当を支給します。	こども課
67	幼児教育・保育の無償化	○ 3歳から5歳までの子どもの幼稚園、保育所、認定こども園等の利用料を無償化し、子育て世帯の経済的負担の軽減を図ります。 ○ 0歳から2歳までの子どもについては、住民税非課税世帯を対象に、利用料を無償化します。	こども課
68	0～2歳児 保育料の軽減	○ 保育料については、国が定める基準額の概ね80%として、子育て家庭の経済負担の軽減を図ります。 ○ 2人以上が保育所に同時入所した場合は、年齢の小さい児童の保育料が、また、生活保護世帯、ひとり親世帯及び障害児(者)のいる世帯にあっては要件を満たすと保育料を減額するなど、子育て家庭の経済負担の軽減を図ります	こども課
69	第2子以降保育料無料化事業	○ 第2子、第3子以降の児童に係る保育所の保育料を無料化(第2子無料化については所得制限あり)することにより、多子世帯の経済的な負担を軽減し、その世帯における就業及び子育ての両立を支援します	こども課
70	在宅育児支援事業(県事業)	○ 子育て世帯の経済的負担を軽減し、子供を安心して生み育てることができるよう、在宅で育児をしている多子世帯の0歳児を対象に給付金を支給します。	こども課
20 再掲	子ども医療費助成	○ 中学校修了前(15歳到達日以後の最初の3月31日まで)の子どもに係る医療費の保険適用自己負担分を助成することにより、子どもの疾病の早期発見及び早期治療を促進するとともに、子育てに伴う保護者の経済的負担の軽減を図り、子どもの健全な育成及び安心して子どもを生み育てることができる環境づくりを推進します。	国保年金課

基本目標 4 子育て家庭にやさしい生活環境の整備

(1) 安全・安心で魅力ある生活環境の整備

安全・安心な生活環境と居住環境の整備に務め、子どもたちがのびのびと遊び、成長できる地域づくりに努めます。

①魅力ある遊び場づくりの推進

施策番号	事業名	事業内容	担当課
71	公園・緑地・広場施設の整備	○ 子どもが安心して遊べる公園・緑地・広場の遊具などの整備・修繕及び清掃などの安全対策や環境美化を図ります。	農林整備課 都市計画課 生涯スポーツ課 ほか
72	ハイランドパーク粉河の緑化推進事業	○ 山桜を植栽して、春は花見を楽しめ、夏には木陰で休むことができる人気のスポットを目指します。	農林振興課
44 再掲	学校開放の推進	○ 地域住民と学校との連携を密にしていくため、授業参観や学校行事などを通じて、積極的に学校開放を推進します。 ○ 学校施設の地域への開放について、社会情勢や地域住民からの要望をもとに検討します。	教育総務課

②居住環境の整備

施策番号	事業名	事業内容	担当課
73	良好な住宅開発の推進	○ 若者の定住や市外からの転入の促進などを図るため、都市計画に基づく都市基盤施設の整備を推進するとともに、開発許可制度等により、無秩序な開発行為を防止し、良質な宅地水準の確保に努めます。	都市計画課
74	公共賃貸住宅の整備	○ 周辺への環境に配慮し、単独浄化槽から合併浄化槽への改修を進めます。 ○ 住宅に困窮する低所得の方々に健康で文化的な生活を営むに足る住宅を整備し提供します。	都市計画課
75	公共施設・道路におけるバリアフリー化の推進	○ 公共施設における段差の解消など、バリアフリー化やユニバーサルデザインの導入を推進し、子どもや高齢者、障がいのある人をはじめとした施設の利用者、歩行者にとって安全で快適な空間づくりを進めます。	公共施設マネジメント課 道路河川課 都市計画課

(2) 子どもの安全対策と有害環境への対応

交通事故や犯罪などから子どもたちを守るため、地域住民と連携しながら、危険な状況・環境の排除や、有益な情報の提供などに努めます。

また、スマートフォンなどを通じたゲームや SNS などへの過度な依存に子どもたちが陥らないよう、それらとの正しい付き合い方などについて、周知に努めます。

①子どもの交通安全を確保するための施策の推進

施策番号	事業名	事業内容	担当課
76	交通安全施設の整備	○ ガードレールや信号機、道路標識など交通安全施設の整備について、自治区からの要望を取りまとめ、関係部署や担当機関に設置を要望します。	危機管理消防課 道路河川課
77	カーブミラーの整備	○ 交通事故防止のため、市道との交差点箇所の整備を図ります。	道路河川課
78	交通安全意識の向上	○ 交通安全意識の向上を図るため、年齢に応じた交通安全教室等を実施します。	危機管理消防課
79	登下校時の安全確保	○ 安全施設の設置について、道路整備も併せ総合的な見地から行政全般の施策として取り組みます。	道路河川課

②子どもを犯罪等から守るための活動の推進

施策番号	事業名	事業内容	担当課
80	道路灯の設置	○ 主要道路の交差点に道路灯の設置を進め、交通安全対策を行います。	道路河川課
81	公園の防犯・安全対策	○ 公園で安心して遊べるよう、防犯灯の設置や見通しの確保など、防犯機能の整備を推進します。 ○ 公園施設の老朽化等により事故が発生しないよう、定期的に施設の点検を行います。	農林整備課 都市計画課 生涯スポーツ課 ほか
82	「きしゅう君の家」の広報、充実	○ 犯罪を未然に防ぐため、地域住民の協力のもと、「きしゅう君の家」の周知・充実を図ります。	生涯学習課
83	生活安全・暴力追放推進協議会活動支援	○ 生活安全・暴力追放推進協議会が、関係団体と協力・連携して行っている啓発活動や情報提供、防犯教室などの活動を支援して、市民や児童等の防犯意識の高揚に努めます。	危機管理消防課
84	防犯装置の普及	○ 新入学児童に対し、防犯ブザーの配布を実施します。	教育総務課
85	下校時の見守り支援周知	○ 児童の下校時間に合わせて一般市民に向けて見守り支援のお願いを防災無線で放送します。	教育総務課
86	自治区への防犯施設設置費補助	○ 犯罪が発生しない環境づくりのため、各自治体への防犯灯、防犯カメラ設置に対する支援を行い防犯対策に取り組みます。	危機管理消防課

③有害環境対策の推進

施策番号	事業名	事業内容	担当課
87	関係機関との連携によるパトロール強化	○ 街頭補導や夜間パトロールを継続して実施します。	生涯学習課
88	青少年補導委員会の設置	○ 青少年非行の早期発見、早期補導、その他青少年の不良化防止活動を有効かつ適切に行い、非行のない明るい社会の実現を目指します。	生涯学習課
89	青少年への有害図書等不買の啓発	○ 有害図書回収ボックスを設置し、また 18 歳未満児に対し、有害図書や DVD などを買わないよう啓発活動を行います。 ○ インターネットを通じた有害サイトや有害メール等の危険性などについて、啓発活動を行います。	教育総務課 生涯学習課
90	SNS やゲームなどの適切な利用の仕方の啓発	○ SNS などを通じたいじめ等の問題行動、SNS やゲームなどへの過度な依存を防ぐため、学校教育や広報などを通じ、それらの機器やサービス等の危険性や適切な使用について、啓発活動を行います。	教育総務課

基本目標 5 地域における子育て支援の充実

(1) 子育て支援ネットワークづくり

地域で子育てを支援する体制を充実させるため、地域住民との連携により、子育て支援のネットワークづくりに努めます。

① 子育て支援ネットワークの形成

施策番号	事業名	事業内容	担当課
18 再掲	子育て教室	○ 少子化、核家族化、地域のつながりの希薄化の中で、母親がひとりで育児を抱え込み、悩むことのないよう、保護者に対して育児についての知識の普及を図り、遊びを通して親子が交流し、仲間をつくり、楽しく子育てしていけるよう支援ため、子育て教室を実施します。	こども課
63 再掲	子育て支援拠点事業	○ 子育て世代包括支援センター「はぐくみサポート紀の川」と連携し、子育て家庭等に対する育児不安等についての相談指導、子育てサークル等への支援、地域の保育資源の情報提供等、地域の子育て家庭に対する育児支援を行います。 ○ 子育て支援関係機関の情報交換を行い、ネットワークづくりも行います。	こども課

② 子育て支援活動を行う人材・団体の育成支援

施策番号	事業名	事業内容	担当課
91	母子保健推進委員会の運営	○ 子育てに関して地域の身近な相談役、保健師とのパイプ役として今後もその運営を図ります。	こども課
92	健全育成組織などの活動支援	○ 地域ごとの子ども会に対して育成・支援を行い、子どもの健全育成に努めます。	生涯学習課
93	子育てサークル支援事業	○ 主に就園前児童を育てている保護者の子育て不安の解消及び地域で子育てを支える仕組みを構築するため、子育て及び子育て支援サークルに対し、その活動に要する経費について、年間2万を上限として補助対象経費の2分の1の額を補助します。	こども課
94	スクールサポーター事業	○ 児童生徒の問題行動の防止、通学路などの安全確保を図るため、地域住民ボランティア、地元民間企業等の協力のもと、見守り活動を行います。	教育総務課
95	巡回補導活動の充実	○ 青少年の非行の早期発見・指導のため、保護者、学校関係者及び地域の健全育成組織との連携を強化し、巡回補導活動の充実を図ります。	生涯学習課

施策番号	事業名	事業内容	担当課
96	地域の人材活用事業	○ 学校教育及び学校行事において、豊富な経験をもつ地域の方々の協力を得て様々な体験活動を行います。	教育総務課
97	スポーツ推進委員による市民スポーツの振興	○ スポーツ推進委員が中心となり、スポーツの実技指導その他スポーツに関する指導及び助言のみならず、スポーツ推進のための事業の実施に係る連絡調整を行います。	生涯スポーツ課
98	地域活動連絡協議会	○ 児童生徒の健全育成と地域、親同士との交流を目指した活動を推進します。	生涯学習課

(2) 地域における児童健全育成の取組の推進

公民館や学校の余裕教室、図書館などの地域資源を活用し、子どもたちの居場所や学習・スポーツの場を設け、子どもたちが心身ともに健全に育つ地域環境づくりに努めます。

①地域における居場所づくり

施策番号	事業名	事業内容	担当課
99	子どもの居場所づくり推進事業	○ 放課後や週末等に公民館施設等で、安全・安心な子どもの居場所を設け、地域の方々の協力を得て、子どもたちに勉強、スポーツ、文化活動及び地域住民との交流活動等を提供し、地域社会の中で心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進します。	生涯学習課
59 再掲	放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	○ 保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図ります。	こども課

②地域資源を活用した取組の推進

施策番号	事業名	事業内容	担当課
100	図書館の機能充実	○ 子ども向け図書展示コーナーを設け、子ども達の関心のある児童書の購入を行います。 ○ 乳幼児健診時の図書館利用券の登録推進や、読み聞かせボランティアによる読み聞かせ会の開催、絵本作家等による講演会のイベントによって図書館への関心を高め、読書の普及に努めます。	生涯学習課
101	体育館等施設の利用提供	○ 生涯スポーツ振興のため、社会体育施設（体育館、武道館、市民グラウンド等）の提供を行います。	生涯スポーツ課
102	地区公民館活動事業	○ 子どもたちの多様な体験、学習へとつながるよう、地区公民館活動を実施します。	生涯学習課
103	青少年健全育成推進協議会事業	○ 関係機関及び諸団体と連携し、青少年が心身ともに健やかに成長するよう体験活動や交流活動を実施します。	生涯学習課
104	キャリアスタートウィーク（職場体験）	○ 中学生が望ましい社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身に付けていけることができるよう、市内すべての中学校2年生を対象に、職業や進路に関わる体験活動を実施します。	教育総務課
105	文化・芸能活動の検討	○ 毎年度のイベントの参加状況や住民の参加意向を把握し、年度ごとに実施するイベントを検討します。	生涯学習課
106	歴史民俗資料館の機能充実	○ 常設展に向けて資料収集に努めると共に、歴史体験教室の開催や歴史資料等の企画展示を実施します。	生涯学習課

基本目標 6 支援を必要とする子どもや家庭への支援の充実

(1) 児童虐待対策の充実

児童虐待の対応において、子どもとその家庭に対し、適切な支援を行うため、相談体制の充実や、支援体制の強化に努めます。

施策番号	事業名	事業内容	担当課
107	児童虐待相談窓口の設置	○ 家庭児童相談窓口では、一般子育てに関する相談から養育困難な状況や虐待に関する相談まで、子ども家庭等に関する相談全般に応じます。	こども課
108	要保護児童支援ネットワーク会議	○ 要保護児童等の早期発見や適切な保護や支援を図るため、関係機関が考え方を共有し、適切な連携の下、支援体制構築の調整機関としての役割を担います。 ○ 児童虐待防止に向け、虐待についての認識を広めるための講演会の開催や子育てに悩む保護者を対象とした講習会を実施するなど広報・啓発活動に努めます。	こども課

(2) ひとり親家庭や生活困窮家庭への支援の充実

子育ての負担が多く、経済的にも厳しい状態に陥りやすいひとり親家庭に対し、各種の助成や手当の支給、その他必要なサポートを実施し、自立した生活が送れるよう支援します。

また、生活困窮家庭に対し、さまざまな支援策の周知や必要な支援へつなぐ取組を、全庁が連携して推進します。

施策番号	事業名	事業内容	担当課
109	ひとり親家庭医療費助成	○ 18歳に達する日以降最初の3月31日までの児童を養育しているひとり親家庭や、父又は母が一定の障がいにある家庭の父母及び児童、父母のいない児童に対して、医療費の保険適用自己負担分を助成します。	国保年金課
110	児童扶養手当	○ 18歳に達する日以降最初の3月31日まで（一定の障がいがある場合は20歳未満）の児童を養育しているひとり親家庭や、父又は母が一定の障がいにある家庭に対して、手当を支給します。	こども課

施策番号	事業名	事業内容	担当課
111	母子寡婦福祉資金貸付	○ 母子家庭や寡婦に対し、必要な各種資金の貸付を行います(県事業)。	こども課
112	母子寡婦福祉団体への補助	○ 母子寡婦福祉の推進に重要な役割を果たしている福祉団体へ補助金を交付します。	こども課
113	母子生活支援施設における保護の実施	○ 配偶者のない女子等で、その者の監護すべき児童の福祉に欠けるところがある場合、その保護者及び児童を母子生活支援施設において保護します。	こども課
114	生活困窮家庭に対する支援	○ 生活困窮者の自立に向けて支援を行う生活困窮者自立支援事業や、児童生徒の保護者に対して学用品費や給食費の一部を支援する就学援助事業をはじめ、経済的な支援策について関係各課で情報を共有し、市民への周知と支援を必要とする人への事業活用のサポートを行います。	社会福祉課 こども課 教育総務課 ほか
115	幼稚園、保育所、認定こども園の副食費の免除	○ 幼稚園、保育所、認定こども園を利用する年収360万円未満相当世帯の子どもと、全ての世帯の第3子以降の子どもについて、副食（おかず・おやつ等）費を全額免除します。	こども課 教育総務課

（３）発達の遅れや障がいのある子どもへの支援の充実

障がいなどにより特別な支援を必要とする子どもに対し、適切な教育や福祉サービスが行き届くよう、体制や制度の充実に努め、障がいのあるなしに関わらず、誰もが安心して暮らせる地域づくりに努めます。

施策番号	事業名	事業内容	担当課
116	特別支援教育の充実	○ 学校では引き続き、個人の年間指導計画や個別の教育支援計画「つなぎ愛シート」を作成し、個人にあった学習指導等を行います。 ○ 介助員の配置や発達相談により、特別支援教育の充実を図ります。	教育総務課
117	障害児通所サービスの提供	○ 障がいをもつ児童の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進を図るため、児童の身体、知的及び精神の状況や環境に応じて適切な訓練を行う放課後等デイサービス等の障害児通所サービスを提供します。	障害福祉課
118	地域生活支援事業の実施	○ 障がいのある児童等の日中における活動の場を確保し、障がいのある児童の家族の就労支援及び障がい児を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的とする、日中一時支援事業等の地域生活支援事業を実施します。	障害福祉課

施策番号	事業名	事業内容	担当課
119	障害児福祉手当	○ 日常生活上、常時特別の介護を要する在宅の重度障がい児に対し、手当を支給します。	障害福祉課
120	特別児童扶養手当	○ 20歳未満で身体、知的または精神に障がいを有する児童を家庭で監護、養育している父母等に支給される手当の申請受付を行います。	障害福祉課
121	心身障害児扶養手当	○ 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者福祉保健手帳の所持者に加え、難病医療費助成制度利用で他手当の受給要件がない障がい児等を家庭で監護している者に対し、手当を支給します。	障害福祉課
122	就学指導	○ 教育相談の実施等により障がいのある児童生徒の就学指導を行います。	教育総務課
123	巡回支援専門員整備事業	○ 発達障害等に関する知識を有する専門員が保育所等の子どもやその親が集まる施設・場を巡回し、施設等の支援を担当する職員や障害のある児童の保護者に対し、障がいの早期発見・早期対応のための助言等の支援を行います。	障害福祉課
15 再掲	発達相談	○ 乳幼児健診、健康相談等において経過観察が必要と認められた幼児を対象に、発達相談員による発達相談を実施します。	こども課
56 再掲	障害児保育事業	○ 保育が必要な障がいのある児童について、保育所での集団保育が可能である限り、保護者の希望に応じて受入れを行います。	こども課

第5章 教育・保育の量の見込みと確保方策

教育・保育に関する主要事業につき、国の考え方に則り、ニーズ調査結果に基づく潜在的ニーズや、現在のサービス利用状況などを踏まえ、目標事業量を下記の通り設定して、十分なニーズ量と質の確保に努めます。

【必須記載項目】

1 教育・保育提供区域の設定に関する事項

紀の川市では、市区全域を「1区域」ととらえ、教育・保育提供区域とします。

2 各年度における教育・保育の量の見込みと確保方策等

【認定区分の内容と、それぞれに対応する提供（受入）施設は以下の通りです】

認定区分		提供（受入）施設
1号	3～5歳、幼児期の教育のみ	幼稚園、認定こども園
2号	3～5歳、保育の必要あり	保育所、認定こども園
3号	0～2歳、保育の必要あり	保育所、認定こども園、地域型保育事業

保育の必要ありと認められるためには、「月64時間以上就労している」「妊娠中または出産後間もない」「保護者の疾病、傷害」など、定められた事由のいずれかに該当することが必要です。

《見込算出の考え方》

- ① 現状値を基準とし、対象年齢の各年度における推計人口の減少率をかけて算出。
- ② ただし2号、3号については、ニーズ調査で母親のフルタイムへの意向希望がみられることから、減少率をややおだやかに設定して算出。

《確保方策》

- ① 3号認定において、例年0～1歳児のニーズが特に高いことから、保育士の配置により必要量の確保に努めます
- ② 2号認定、3号認定において、保護者の復職などで年度途中の入所希望者が例年発生することから、途中入所を見込んだ定員確保に努めます。

■教育・保育の量の見込み〈1号〉

量の見込みと確保方策		単位	(年度)				
			2020 (令和2)	2021 (令和3)	2022 (令和4)	2023 (令和5)	2024 (令和6)
①量の見込み		人	160	152	146	142	137
確保の内容	保育所	人					
	幼稚園	人	65	65	65	65	65
	認定こども園	人	142	142	142	142	142
	確認を受けない幼稚園						
	認可外保育施設						
	地域型保育事業						
②合計		人	207	207	207	207	207
②－①		人	47	55	61	65	70

※数値はすべて見込み値

■教育・保育の量の見込み〈2号〉

		(年度)					
量の見込みと確保方策		単位	2020 (令和2)	2021 (令和3)	2022 (令和4)	2023 (令和5)	2024 (令和6)
①量の見込み		人	1,100	1,048	1,018	992	961
確保の内容	保育所	人	1,376	1,376	1,376	1,376	1,376
	幼稚園	人					
	認定こども園	人	161	161	161	161	161
	確認を受けない幼稚園						
	認可外保育施設		0	0	0	0	0
	地域型保育事業						
②合計		人	1,537	1,537	1,537	1,537	1,537
②－①		人	437	489	519	545	576

※数値はすべて見込み値

■教育・保育の量の見込み〈3号〉

		(年度)					
量の見込みと確保方策		単位	2020 (令和2)	2021 (令和3)	2022 (令和4)	2023 (令和5)	2024 (令和6)
①量の見込み		人	532	514	500	487	473
確保の内容	保育所	人	444	444	444	444	444
	幼稚園	人					
	認定こども園	人	57	57	57	57	57
	確認を受けない幼稚園						
	認可外保育施設		97	97	97	97	97
	地域型保育事業		40	40	40	40	40
②合計		人	638	638	638	638	638
②－①		人	106	124	138	151	165

※数値はすべて見込み値

3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策等

■時間外保育事業

《見込算出の考え方》

- ① 現状値を基準とし、対象年齢の各年度における推計人口の減少率をかけて算出。
- ② ただしニーズ調査で母親のフルタイムへの意向希望がみられるものの、現状の利用時間帯と希望の利用時間帯との間に大きな乖離がみられないことや、対象人口の減少などを勘案し、減少率をややおだやかに設定して算出。

《確保方策》

- ① 利用状況の変動に合わせ、職員の柔軟なシフト体制で対応します。

						(年度)
	単位	2020 (令和2)	2021 (令和3)	2022 (令和4)	2023 (令和5)	2024 (令和6)
①量の見込み	人	615	590	573	558	542
②確保の内容	人	615	590	573	558	542
②－①	人	0	0	0	0	0

※数値はすべて見込み値

■放課後児童健全育成事業

《見込算出の考え方》

- ① 過去の年度ごとの利用者増減率を算出。
- ② 低学年については、人口減少も勘案して実際の増加率よりも低めに推移すると想定して算出。高学年も同様の現象を続けると想定して算出。

《確保方策》

- ① 学童保育施設の維持管理を行います。
- ② 委託先の検討により、保育の質の向上、業務の簡略化に努めます。

			(年度)				
		単位	2020 (令和2)	2021 (令和3)	2022 (令和4)	2023 (令和5)	2024 (令和6)
①量の見込み	低学年	人	460	470	470	470	470
	高学年	人	105	120	120	120	120
	合計		565	590	590	590	590
②確保の内容			565	590	590	590	590
②－①(合計値)			0	0	0	0	0

※数値はすべて見込み値

■子育て短期支援事業

《見込算出の考え方》

- ① 保護者の病状など予測困難な面があることから、実績値の最大数をもって、見込み値とした。

《確保方策》

- ① 定員に空きがない場合や見込み数を上回った場合は、新たな施設での受入れ確保に努めます。

			(年度)				
		単位	2020 (令和2)	2021 (令和3)	2022 (令和4)	2023 (令和5)	2024 (令和6)
①量の見込み		人日	28	28	28	28	28
②確保の内容		人日	28	28	28	28	28
②－①		人日	0	0	0	0	0

※数値はすべて見込み値

■地域子育て支援拠点事業

《見込算出の考え方》

- ① ニーズ調査の結果、前回の調査との比較では「利用したことがある」が大幅に増えているため、人口減少の中でも利用頻度は高まるものと想定して算出。

《確保方策》

- ① 3箇所での事業実施を継続し、地域の中で親子が気兼ねなく集いつながりあうことができる拠点としての位置づけを強化します。

		(年度)				
	単位	2020 (令和2)	2021 (令和3)	2022 (令和4)	2023 (令和5)	2024 (令和6)
①量の見込み	人回	10,700	10,700	10,700	10,700	10,700
②確保の内容	人回	10,700	10,700	10,700	10,700	10,700
②－①		0	0	0	0	0

※数値はすべて見込み値

■一時預かり事業

《見込算出の考え方》

- ① 過去の減少率をもとに、今後も減少を続けるものと想定して算出。(幼稚園)
 ② 実績値に年度ごとの変動がみられることから、最大値を基準に算出。(幼稚園以外)

《確保方策》

- ① 定員に空きがあれば受入可能としているので、通常入所の定員増に努めます。

		(年度)				
	単位	2020 (令和2)	2021 (令和3)	2022 (令和4)	2023 (令和5)	2024 (令和6)
①量の見込み	幼稚園	人日	3,877	3,760	3,647	3,538
	幼稚園以外	人日	210	210	210	210
	合計	人日	4,087	3,970	3,857	3,748
②確保の内容	人日	4,087	3,970	3,857	3,748	3,642
②－①(合計値)	人日	0	0	0	0	0

※数値はすべて見込み値

■病児保育事業

《見込算出の考え方》

- ① ニーズ調査の結果、病児保育に対するニーズは比較的低いというものの、突然の発病など想定外の事態に備えるため、実績の最大値より多めに推移すると想定して算出。

《確保方策》

- ① 体調不良児対応型を2施設で実施しており、今後に対応可能な内容の充実に努めます。

		(年度)				
	単位	2020 (令和2)	2021 (令和3)	2022 (令和4)	2023 (令和5)	2024 (令和6)
①量の見込み	人日	10	10	10	10	10
②確保の内容	人日	10	10	10	10	10
②－①	人日	0	0	0	0	0

※数値はすべて見込み値

■ファミリー・サポート・センター事業

《見込算出の考え方》

- ① 核家族化や共働き家庭の増加などによるニーズ増と、人口減少の見通しとを勘案し、ゆるやかに減少すると想定して算出。

《確保方策》

- ① 岩出市との共同事業として、1事業者での実施を継続します。
- ② 利用会員並びにスタッフ会員の増加に努めます。
- ③ 支援内容や、利用しやすい提供体制の周知を図ります。

		(年度)				
	単位	2020 (令和2)	2021 (令和3)	2022 (令和4)	2023 (令和5)	2024 (令和6)
①量の見込み	人日	560	556	552	548	544
②確保の内容	人日	560	556	552	548	644
②－①	人日	0	0	0	0	0

※数値はすべて見込み値

■妊産婦健康診査事業

《見込算出の考え方》

- ① 現状値をもとに、母子健康手帳交付数及び出生数を反映させて算出。

《確保方策》

- ① 母子健康手帳交付時に妊婦健康診査および産婦健康診査の受診票を全妊婦に交付し、妊産婦の健康の保持及び増進を図ります。

		(年度)				
	単位	2020 (令和2)	2021 (令和3)	2022 (令和4)	2023 (令和5)	2024 (令和6)
①量の見込み	人	331	321	311	301	291
②確保の内容	人	331	321	311	301	291
②－①	人	0	0	0	0	0

※数値はすべて見込み値

■乳児家庭全戸訪問事業

《見込算出の考え方》

- ① 現状値をもとに、出生数の状況を反映させて算出。

《確保方策》

- ① 今後も出生後、生後2か月くらいまでに乳児のいる全戸を訪問し、相談支援を行います。

		(年度)				
	単位	2020 (令和2)	2021 (令和3)	2022 (令和4)	2023 (令和5)	2024 (令和6)
①量の見込み	人	300	290	281	272	263
②確保の内容	人	300	290	281	272	263
②－①	人	0	0	0	0	0

※数値はすべて見込み値

■養育支援訪問事業

《見込算出の考え方》

- ① 養育を必要とする家庭が増加傾向にある現状と、少子化の現状を踏まえ、今後ゆるやかに増加すると想定して算出。

《確保方策》

- ① 対応困難な家庭も増加傾向にあるため、職員の能力向上に努めます。
- ② 令和元年度から公的な支援につなげていない要支援家庭への育児家事支援を開始し、養育に関する助言・指導だけでなく、具体的な育児家事支援を行うことで虐待の予防、養育環境の改善を図ります。

		(年度)				
	単位	2020 (令和2)	2021 (令和3)	2022 (令和4)	2023 (令和5)	2024 (令和6)
①量の見込み	人	57	59	61	63	65
②確保の内容	人	57	59	61	63	65
②－①	人	0	0	0	0	0

※数値はすべて見込み値

■利用者支援事業

《見込算出の考え方》

- ① 現状値の通り推移するものと想定して算出。

《確保方策》

- ① 今後も利用者支援事業の仕組みの維持向上に努めます。

		(年度)				
	単位	2020 (令和2)	2021 (令和3)	2022 (令和4)	2023 (令和5)	2024 (令和6)
①量の見込み	か所	1	1	1	1	1
②確保の内容	か所	1	1	1	1	1
②－①	か所	0	0	0	0	0

※数値はすべて見込み値

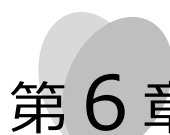
《地域子ども・子育て支援事業の量の見込みのまとめ（再掲）》

		単位	2020 (令和2)	2021 (令和3)	2022 (令和4)	2023 (令和5)	2024 (令和6)
時間外保育事業		人	615	590	573	558	542
放課後児童健全 育成事業	低学年	人	460	470	470	470	470
	高学年	人	105	120	120	120	120
子育て短期支援事業		人日	28	28	28	28	28
地域子育て支援拠点事業		人回	10,700	10,700	10,700	10,700	10,700
一時預かり事業	幼稚園	人日	3,877	3,760	3,647	3,538	3,432
	幼稚園以外	人日	210	210	210	210	210
病児保育事業		人日	10	10	10	10	10
ファミリー・サポート・センター事業		人日	560	556	552	548	544
妊産婦健康診査事業		人	331	321	311	301	291
乳児家庭全戸訪問事業		人	300	290	281	272	263
養育支援訪問事業		人	57	59	61	63	65
利用者支援事業		か所	1	1	1	1	1

※数値はすべて見込み値

■その他の事業

事業名	内容	市の方針
実費徴収に係る 補足給付を行う事業	世帯の所得状況等を勘案し、市町村が定める基準に当てはまる世帯について、特定教育・保育等を受けた場合にかかる給食費、日用品、文房具等の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等の一部又は全部を助成する事業。	本計画第4章の基本目標6-(2)施策118及び施策119に記載の通り実施します。
多様な事業者の 参入促進・能力活用 事業	特定教育・保育施設への民間事業者の参入の促進の調査研究、多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置、運営を促進するための事業。	国の動向に応じて検討を進めます。



第6章 計画の推進体制

.....

1 計画の進捗状況の管理及び評価

本計画は、保健・医療・福祉・教育・雇用・生活環境等さまざまな分野にわたっていることから、福祉部が中心となり、関係部局、関係機関・団体などと連携を図りながら、総合的かつ効果的な計画の推進を図ります。

また、庁内の推進体制として、こども課において計画の進捗状況の管理及び定期的な評価を行うとともに、その結果を広く市民に公表し、透明性を図ります。

2 関係機関の連携

本計画の推進にあたっては、家庭・学校・地域・事業者・行政がそれぞれの役割を担いながら協力しあい、施策の計画的・総合的な推進に取り組みます。

さらに、子育て支援施策については、児童手当をはじめとして国や県の制度に関わる分野も多いことから、国や県の関係各機関との連携を図っていきます。

3 地域の人材の確保と連携

市民の多様化する子育て支援ニーズに対応するため、保育士、教員など子育てに関わる専門職員だけでなく、ボランティアなど地域で子育てを支援する幅広い人材の確保・育成に努めます。

4 社会経済情勢等に対応した計画の推進

本計画の推進にあたっては、子どもや子育て家庭を取り巻く環境、経済・社会情勢、国の政策動向等、様々な状況の変化に柔軟に対応しながら着実な推進に努めます。

また、本計画における事業の目標は、市民ニーズの変化や国における新たな施策等にも適切に対応するため、必要に応じて適宜見直しを行います。



資料編

※関連法、条例、委員名簿など、関連する資料を記載します。

第2期紀の川市 子ども・子育て支援事業計画

令和2年3月

発行：紀の川市／編集：こども課

〒649-6492 和歌山県紀の川市西大井 338 番地

TEL 0736-77-2511（代表）